

令 和 5 年 度

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

6月会議      6月6日 開 会  
                  6月8日 散 会

南 三 陸 町 議 会

令和 5 年 6 月 8 日 (木曜日)

令和 5 年度南三陸町議会 6 月会議会議録

(第 3 日目)

令和5年度南三陸町議会 6月会議会議録第3号

---

令和5年6月8日（木曜日）

---

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

---

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君
行政管理課長	菅原義明君

町民税務課長	高橋伸彦君
保健福祉課長	及川貢君
環境対策課長	大森隆市君
農林水産課長	遠藤和美君
商工観光課長	宮川舞君
建設課長	及川幸弘君
会計管理者兼会計課長	男澤知樹君
上下水道事業所長	糟谷克吉君
歌津総合支所長	山内徳雄君
南三陸病院事務部事務長	佐藤宏明君
教育育長	齊藤明君
教育委員会事務局長	芳賀洋子君
代表監査委員	横山孝明君
監査委員事務局長	佐藤正文君
選挙管理委員会事務局書記長	千葉啓君

---

#### 事務局職員出席者

事務局長	佐藤正文
次長兼総務係長 兼議事調査係長	畠山貴博
主事	小野真里

---

#### 議事日程 第3号

- 令和5年6月8日（木曜日） 午前10時00分 開議
- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 報告第 3号 南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定に  
係る専決処分の報告について
  - 第 4 報告第 4号 令和4年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
  - 第 5 報告第 5号 令和4年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

- 第 6 報告第 6 号 令和 4 年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 7 議案第 2 号 南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 3 号 南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制  
定について
- 第 9 議案第 4 号 南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化  
のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例  
制定について
- 第 10 議案第 5 号 工事請負契約の締結について
- 第 11 議案第 6 号 工事請負契約の締結について
- 第 12 議案第 7 号 工事請負契約の締結について
- 第 13 議案第 8 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 14 議案第 9 号 財産の取得について
- 第 15 議案第 10 号 令和 5 年度南三陸町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 16 議案第 11 号 令和 5 年度南三陸町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 17 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 17 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

昨日までは、一般質問、大変御苦労さんでございました。全て質問は終了いたしまして、今日から議案の審議に入ることになります。議案の審議では質疑をいただくことになります。質疑は議題に供された事件について疑義をただすものでありますので、その辺を十分意識をして質疑をなさっていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において1番伊藤俊君、2番阿部司君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

お手元に配付しておりますとおり陳情1件が提出され、これを受理しております。  
これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第3 報告第3号 南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 制定に係る専決処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、報告第3号南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第3号南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に対応すべく、本年5月16日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った南三陸町後期高

齢者医療保険に関する条例の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） おはようございます。

それでは、私から報告第3号について細部説明させていただきます。

議案書3ページ、議案関係参考資料は2ページを御覧願います。

専決処分を行いました本条例は、町長説明のとおり宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に対応すべく、南三陸町後期高齢者医療保険に関する条例の一部を改正したものです。改正内容につきましては町の条例で引用する条文の改正でありまして、議案関係参考資料の新旧対照表のとおり第2条第8号中「附則第7項」を「附則第3項」に改めるものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって報告第3号の件を終わります。

---

日程第4 報告第4号 令和4年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、報告第4号令和4年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第4号令和4年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

令和4年度予算のうち、令和4年度3月会議において繰越明許費の御決定をいただきました事業について繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） おはようございます。

それでは、報告第4号令和4年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

議案書5ページを御覧願います。

この表に列記をしてある事業につきましては、全体で18事業でございます。これらの事業につきましては、令和4年度の補正予算にてお認めいただきおりました繰越明許費予算について実際にどれだけの金額が令和5年度に繰り越されたのかを表したものでございます。

これらの手続につきましては地方自治法施行令146条第2項の規定に基づき、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、本6月会議に報告することになっているものでございます。

表中真ん中の金額欄が令和4年度に御承認いただきました事業ごとの繰越限度額でございます。これに対しまして、その隣の翌年度繰越額の欄の数字が実際に繰り越された金額で、それぞれの限度額の範囲内ということになっております。最下段の金額の合計欄になりますが、金額欄限度額が15億8,384万9,000円に対し、翌年度繰越額につきましては15億2,945万3,000円となっております。繰り越す財源につきましては、その隣の財源内訳として記載の既収入特定財源と一般財源を合わせて繰り越すものでございます。

それでは、それぞれの事業の完了見込みについて申し上げさせていただきます。

伊里前南側用地登記事業が完了予定、令和5年9月。第3次総合計画策定事業、令和6年2月。公共施設総合管理計画策定事業、令和5年9月。うみべの広場外整備事業、令和5年7月。戸籍システム改修事業、令和5年6月。出産子育て応援事業、令和5年5月。子育て世帯応援給付事業、令和5年4月。水道事業会計出資事業、令和5年6月。肥料価格高騰対策支援事業、令和5年12月。漁港施設機能強化事業、令和5年12月。道路更新防災等対策事業、令和5年12月。町道新設改良事業、令和5年12月。緊急浚渫推進事業、令和5年8月。名足小学校屋内運動場改築事業、令和5年9月。令和4年7月豪雨林業施設災害復旧事業、令和5年12月。福島県沖地震漁港施設災害復旧事業、令和5年9月。令和4年7月豪雨公共土木施設災害復旧事業、令和5年12月。東日本大震災記録誌作成事業、令和6年3月。以上が完了予定となっております。

以上で報告第4号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。8番及川です。1点お伺いいたします。

ただいま課長の説明の中で、上から5つ目の総務費の中の戸籍住民基本台帳費、戸籍システ

ム改修事業あります。これ、ただいま国でマイナンバーシステムと連動して、大変民間にそのシステムの入れ込みを任せたために不具合が生じて本人でない人たちのものが入っているということで大きな問題になっております。そこで、当町はこのシステム、マイナンバーカードと連動がなっているのか、そういう誤入力などがあったのかないのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） では、お答えいたします。

まず、この繰越計算書に掲載しております戸籍システム、これは直接今の報道等で言われているマイナンバーカードのシステムとはまた別でありまして、まず、これにつきましては、今後令和6年4月1日から全国一斉に運用を開始する戸籍システムのネットワークシステムになります。今後、各種テスト、ネットワーク等のテストを行いまして令和6年7月1日からの稼働を予定しております。これによりまして、例えばこれまでですと、戸籍というのは本人の本籍地である市町村、それから郵送等による申請の交付だったものが全国どこでも戸籍謄本が取れるシステムになる予定でございます。

今議員おっしゃいましたマイナンバー登録、マイナンバーの関係ですけれども、確かに、連日マイナンバーに関する誤登録等の問題が報道されているところでございます。まず本町における現在の町民のマイナンバーの申請状況ですけれども、5月末現在の宮城県からの集計によりますと1万56件、率で言いますと82.3%の申請率となっており、交付済み件数は9,116件です。昨日デジタル庁よりそのマイナンバーのひもづけ、預金情報のひもづける公金口座の誤登録問題による総点検の結果出まして、本人以外の家族名義で登録した可能性が高い事例が13万件、それから、他人の口座を登録した748万件あったという報道がなされております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今の説明で分かりましたけれども、当町において誤入力というか、本人以外の者に入力がなされた経緯があったのかないのか、その辺お答え願います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 今のところございません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって報告第4号の件を終わります。

について

○議長（星 喜美男君）　日程第5、報告第5号令和4年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君）　ただいま上程されました報告第5号令和4年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

令和3年度繰越明許費とした予算のうち、令和4年度内の事業完了が困難となった事業について事故繰越しとして決定し事故繰越し繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（星 喜美男君）　担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君）　それでは、報告第5号令和4年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

こちらの事故繰越しにつきましても、報告第4号と同様に地方自治法施行例の規定に基づきまして同様の手続により議会へ報告させていただくものでございます。

今回記載の東日本大震災記録誌作成事業につきましては、事故繰越しとさせていただいております。令和3年度から令和4年度に繰越明許費として繰越しを行い事業の完了を目指しましたが、表中右側の説明欄に記載のとおり、結果としてやむを得ず令和4年度内に完成ができなかつたため、事故繰越しとして令和5年度に繰越しをさせていただくものでございます。繰越額は495万円、財源につきましては全て一般財源でございます。

なお、事業完了予定につきましては令和6年3月でございます。

以上で、報告第5号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君）　担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君）　8番です。1点お伺いします。

ただいま事故繰越しになっております記録誌ですね。1年間後になったわけですけれども、今御説明を聞きますと令和6年3月、来年の、これまたここから1年後ということになりますけれども、この道の駅の建設事業の遅延に伴いとありますけれども、記録誌ですから、も

うその内容が決まって印刷発注するだけになっているかと思われるんですけども、私的にはね。来年の3月ということは、その間にしなきやないことが多々あったのか、どういう内容のために来年3月になっているのか、遅れているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

まず進捗率等について申し上げさせていただきますと、全体とすれば15%程度であるということで計算をさせていただいてございます。その考え方でございますが、いわゆるその業務の事項あるいは区分とした枠組みで考えますと確実に進捗いたしてございます。グラフとすれば縦軸になろうかと思うんですけども。一方で、発刊までの全体的なボリュームといったことで考えますと15%程度であろうといった計算になってございます。といいますのも、事故繰越しとなりました理由は記載のとおりでございますけれども、そのヒアリング等が遅れたといった部分に加えまして、今後予定されますのは、最終構成、校了に至るまでの事業、事業といいますか、事務が最もボリュームとして大きいと考えてございます。

その理由といたしましては、いろいろヒアリング等で聞き取りしたことは全て事実ではございますけれども、その事実がプライバシー等も含む部分ございますので、そういった部分の精査といったことには、ある程度といいますか、特に意を用いてまいりたいと考えてございますので、その事務について最低でも4か月程度を要するといった考え方を持っております。したがいまして、今年度いっぱいで何とか完成といったことで段取りを進めさせていただいているものでございます。御理解をお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると4か月、今後かかる4か月だと年内。年内にそれを仕上げて、そして、印刷は、製本にするのは年度いっぱいというような解釈でよろしいですか。

それと、以前配付するのがたしか冊数は覚えてないんですけども、配付するところが議会、議会はもちろん、あと産業団体、それらということを記憶の中にあるんですけども、その辺、どこまで配付するのかという冊数等その辺もお伺いいたします。再度お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まず御質問の1点目、時系列といいますか、事務の流れでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、その4か月というのはその事実の積み上げ、それぞれへの事実がございましたので、その整合を図るといったことで4か月程度いただきたいということで考えてございます。お話をございましたとおり、年内にはといいますか、まだ

ヒアリングを終えてない部分がございますので、まず6月、遅くとも7月中にはヒアリングといった部分について全て完結とさせていただいた上で、その後校了に至るまでの校正作業を順次進めたいと考えてございます。遅くとも、当然、印刷等を考えますと年明け2月までには校了といった形を迎えないとなかなか時期的には厳しいので、今その逆算といった形でスケジューリングをさせていただいておるといった状況でございます。

2点目の冊数でございますが、これ昨年度の12月会議の中でも触れさせていただいておりますけれども、500部ということで予定といいますか、設計をさせていただいてございます。その500部の配付先につきましては、御支援をいただいた関係機関等を含める形で積算をしていくといった内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 説明で年度内までには完成ということなんですけれども、事故繰越しして1年たって、今後ですね、来年度までの期間、十分その辺を意を用いて、ちゃんと製本できて配付できるように、そこまで努力していただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） おはようございます。1点お聞きしたいと思います。

事故繰となった理由が取材ということで主な理由になっていまして、先ほどの課長の説明ですると全体的には15%程度進んでいるというそこまでは分かったんですけども、そこで伺いたいのは、この遅れた理由の取材に関してなんですけれども、先ほどの、課長はヒアリングという言葉を使われましたが、それを取材と置き換えていいのかどうか。そこで、この取材に関してはもう全て終わっているのか、それとも、それまた進捗があるのかどうか、その辺伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

取材等といったことで表現をさせていただいておりまして、議員御指摘のとおり、いわゆる取材として整理をさせていただくとすれば、どちらかというと外部の方々からお話を伺うするという点になろうかと思います。外部の方々から関係団体等から事実等についてお伺うする点についてはほぼ終了をいたしてございまして、現段階ではどちらかといいますと庁舎内、庁内の関係者といいますか、当時の復興事業等に携わった職員等から事実の積み上げについて確認をさせていただくといった作業が残っているといった状況でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないよ

うでありますので、これをもって報告第5号の件を終わります。

---

## 日程第6 報告第6号 令和4年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、報告第6号令和4年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第6号令和4年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

令和4年度予算のうち、資本的支出の建設改良事業について繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） おはようございます。

それでは、報告第6号について細部説明をさせていただきます。

議案書は9ページをお開き願います。

令和4年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書でございます。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しでございます。道路管理者との施工調整や資材の納入遅れなどの理由によりやむなく工期を延長し4年度内に支払い義務が生じなかった金額について令和5年度へ繰り越して使用するため、同条第3項の規定に基づきまして繰越計算書による報告をするものでございます。繰り越した事業は緊急連絡管整備事業などの4件の請負工事でございます。

表の合計欄を御覧願います。

繰り越した事業の予算計上額の合計額は1億7,351万6,000円で、このうち令和4年度中の前払い、中間払いを除いた翌年度5年度への繰越額の合計は1億1,292万8,000円となります。繰り越した主な理由は説明欄にありますとおり、国道の占用協議、町道改良工事などとの事業の施工調整等に時間を要したことなどにより工期の延長が必要となったものでございます。

各事業の完成予定時期について申し上げます。

表の上段、米広・大上坊地区緊急連絡管布設工事は4月に完成しております。2段目、長羽

地区布設替工事は今月末、6月末。町道横断1号線布設替工事は7月末、戸倉地区国道45号おいわけ橋添架管布設替工事は8月にそれぞれ完成予定となっております。いずれの工事も早期完成に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 及川です。1点お伺いします。

米広・大上坊線緊急連絡管布設工事なんですけれども、工事に必要な機材調達に時間を要したためと説明理由がありますけれども、これですね、もうもう今高騰して、材料などが高騰しておりますけれども、それらの影響というものがあるのかないのか、その1点お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） お答えをいたします。

資材等を記入してございますのは、途中に中継ポンプを設置する設計でございました。その中継ポンプを作製するのに資材が、議員おっしゃったように物価の高騰、それから、コロナ関係の事情によりまして材料が滞っていたということが原因でございました。12月に納入なる予定が3か月伸びまして3月に納入になったところでございます。設置をして4月に完成ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、金額的にはこれは変わりない、影響はなかったという解釈でよろしいですか。ありがとうございます。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） 当初より金額に変更はございませんので、物価の高騰で上がった分の価格で契約をしてございますので、その後に金額が上がったということではございません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって報告第6号の件を終わります。

---

日程第7 議案第2号 南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第2号南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第2号南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。  
本案は、全ての町立小中学校への学校運営協議会設置に伴い、学校評議員が廃止されたことから所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、細部説明を行います。議案関係参考資料の3ページをお開きください。

今回の一部改正条例につきましては、まず学校評議員制度についてお話しさせていただきます。学校評議員は、平成12年1月の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけるものとして導入され平成12年4月から実施されています。学校、家庭、地域が連携協力しながら一体となって子供たちの健やかな成長を図っていくために、より一層地域に開かれた学校づくりに向け、学校運営に関し保護者や地域住民の意向を把握、反映しながら協力を得ていく中で当町の小中学校においても学校評議員がその中心的な役割を果たしてきたところでございます。さらに、学校評議員や学校関係者評議員会など既存の取組をベースにして、子供たちの未来や地域の未来に向けて学校と地域住民等が力を合わせて学校経営について協議し、地域と共に学校づくりへ発展を図るための有効な仕組みとして平成16年に学校運営協議会制度が導入されました。制度導入当初、学校運営協議会は任意での設置規定でありましたが、平成29年の法律改正により設置が努力義務化されました。

当町では、平成31年度から入谷小学校、令和2年度から伊里前小学校、今年度、令和5年度からは残る小中学校全てに学校運営協議会が組織され、コミュニティースクールとなりました。このことから当町の小中学校では学校評議員が置かれることはなくなったため、教育委員会において学校評議員制度の廃止が決定されましたことから本条例の一部改正が必要となったものであります。

以上、細部説明といたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今回、学校評議員が廃止になって運営協議会に移ったという、そこでの改正なんですか。そこで伺いたいのは、資料の3ページにあるんですが、学校運営協議会委員の報酬額について伺いたいと思うんです。この7,400円というのは今の時代に妥当なのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 報酬は勤務に対する対価でございまして、勤務によって提供される役務に応じた支給がなされるわけで、当町の他の各種委員の報酬を参考として設定されているものであると認識しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 他の環境審議とかそういった方たち、委員の報酬もこうなんですか。今回こういったよその自治体でも全てコミュニティースクールの制度が導入されて、そういう意味合いからもして、何というんですか、見直す必要もあるんじゃないかというそういう思いがあってお聞きしたんですけども。それで、この日額の報酬に関しては、この7,400円というのはいつ頃から、報酬審議会等で決まるんでしょうけれども、なっているのか、その点伺いたいのと、もう一点、あと学校運営協議会が年何回ぐらい予定されているのか、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 御質問のいつからという部分ですけれども、ちょっと詳しくは分からぬところなんですけれども実は震災前から7,400円という金額でございます。他の非常勤、特別職につきましても7,400円という金額で設定をしているところでございます。御承知のように、特別職の報酬等審議会によって決定されるものでございます。審議に当たりましては近隣の市町村等も参考にさせていただいているというところでございますけれども、隣の気仙沼市も同額ということでございます。石巻市は5,000円というような金額というところに設定になっているという部分でございます。ただ2時間未満の会議ということになると、この学校運営協議会委員のみならず一律に2時間未満は4,000円という設定ということで決定をなされているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 学校運営協議会の開催については、学期ごとに1回ずつ

ということで年3回を予定してございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ただいまの課長の説明で大体分かったんですけども、やはり今後、報酬審議会等を開かれる場合に、こういったことも見直しの必要性もあるんじゃないかなというふうなことを検討していただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 特別職の報酬審なんすけれども、これにつきましては開催するタイミングといいますか、例えば人事院勧告によって給与の改定で特別職の給与改定だったり、あとは条例、規則の改正の際ということになっているところでございます。当然ながら、先ほど申し上げましたように近隣とか昨今の情勢という部分を総合的に勘案いたしますので、その点は御了承願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番及川です。

この学校評議員が廃止されるということなんすけれども、各学校に評議員さん方がいるわけすけれども、それに伴って新しく学校運営協議会設置というものに変わるわけですけれども、果たしてこの学校運営委員会、南三陸町の中に学校運営協議会があると私的には解釈するわけですけれども、そうすると、この人数、先ほど前議員が聞きましたけれども、学期ごとに年3回の会議があるとおっしゃられましたけれども、それがこの学校評議員、今までやっていた学校評議員会の人数とか、そういうもろもろのものの整合性がどのように関わっていくのか、具体にもう少し説明願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） これまでの学校評議員につきましては、校長が推薦をして校長の推薦に応じて教育委員会が委嘱をするという仕組みでございまして1校当たり5人以内ということで定められておりました。学校運営協議会につきましては1校当たり15人以内ということでございまして、委員お話しの、これまで学校評議員を務めていただいた方も当然その中に入っている学校もございますので、学校評議員制度としての役割を発展的に学校運営協議会に移行したというそういう認識で捉えていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、今まで学校評議員さんが各学校に5人ずついて、その人たちと連絡を調整して進めていたということが、今度、町内の15人の人たちがそこに集って運

営をするわけですけれども、その評議員さんが5人、その中からも入っていると、学校単位で入っていることになって、すごく民意が反映されることでいいことなんですねけれども、その選出方法、委嘱、評議員さんは学校長が委嘱するということだったんですけども、この学校運営協議会の委員は町長が委嘱するのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 各学校から、まず委員となりうる方の案を教育委員会のほうに上げていただきます。各学校15人以内というところで上げていただいておりまして、任命につきましては教育委員会で決定されて教育委員会として任命されるというところになっております。参考までになんですねけれども、各学校15人以内ですので単純計算で7校ありますので15人掛ける7校ですと105人ということになろうかと思うんですけども、令和5年度から2か年の任期で学校運営協議会委員を任命されているわけなんですけれども、現在、延べで全体を合わせまして、小中7校合わせまして延べで100人の方を任命させていただいているところでございます。各学校、繰り返しになりますが15人以内の委員さんで学校運営協議会を担っていただいているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） じゃあ人数が多くなって、よりよい学校運営を期待しますのでよろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第3号 南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第3号南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第3号南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に基づく国家公務員の取扱いに準拠し、特殊勤務手当の特例措置を廃止したいため所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） それでは、議案第3号南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についての細部説明をさせていただきます。

議案書13ページ及び議案参考資料4ページの新旧対照表を御覧願います。

今回、改正予定の特殊勤務手当につきましては、新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑いのある者に対して実施する防疫作業に従事した場合に特例として支給していた手当について、具体的には新旧対照表下段に記載の作業従事1日当たり3,000円または長時間従事については4,000円の支給を行っておりましたが、今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類へ移行になったことに伴い、国において特殊勤務手当の特例措置を廃止したことから、当町においても同様に防疫作業手当に係る特例を廃止するものでございます。

以上、簡単でございますが議案第3号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第4号 南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君）　日程第9、議案第4号南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君）　ただいま上程されました議案第4号南三陸町地域経済牽引事業促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に対応するため本条例を制定するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君）　担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君）　それでは、議案第4号について細部説明させていただきます。

議案書15ページを御覧願います。

上程いたしました本条例は、町長説明のとおり条例に関係する省令の改正に対応するため課税免除に係る条例について適用期限を定めた条項の改正を行う必要が生じたため、改正条例を制定するものであります。

議案関係参考資料5ページを御覧願います。

南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例につきまして、関係する省令の改正によりまして対象となる基本計画の同意期限が延長されましたことから、新旧対照表のとおり第2条3号中の課税免除の条件となる基本計画の同意日の期限を令和5年3月31日から令和7年3月31日に延長するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君）　担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○8番（及川幸子君）　8番及川です。1点お伺いします。

この課税免除に該当する、当町に該当する件数というか、個人であれば人数、法人であれば件数になるわけですけれども、分かっている範囲でどの程度該当があるのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） この事業に関しましては、現在この条例に関して適用されてい  
る、課税免除されている事業者はおりません。ただ今後、計画の同意を受けて課税免除の適  
用を受ける事業者がいる可能性もあることを想定して検討しております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） この条例なんですけれども、経済牽引事業というそういう魅力的な名称  
の事業なんですけれども、そこで、こういった事業を、先ほどあれしたら当町ではまだ該當  
がないという、たしか私、この前延長する2年前にも同じような質問をした経緯があるんで  
すけれども。そこで今回伺いたいのは、こういった事業を適用してもらうような町としての、  
何ていうんですかね、誘致の動きとかそういったものは行っているのか、それとも、どっか  
の企業が来て起業をしたいというとき、そういうときに適用になるんでしょうけれども、そ  
この町としての、何ていうんですか、働きかけというか、なるべくこれを使ってもらうよう  
にするような方策はしているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） この制度は、あくまでも事業所の取組、計画策定に対して行わ  
れるものですので、もちろん計画策定時には商工会等を含め町から発信はさせていただいて  
おりますし、そのような相談等があった場合には、こういった情報はお出ししております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、とりたてて牽引事業という業種が、指定とかそういったものが  
決まりがあってそうなっているのか、それとも、どういった企業が来てもこういった計画に  
のつとれば課税免除になるのか、その点をもう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） これに関連する計画として宮城県ものづくり基本計画、それか  
ら宮城県農林水産食品関連産業基本計画、宮城県観光産業基本計画、宮城県情報通信関連产  
業振興基本計画、宮城県環境エネルギー関連産業基本計画、5つの種類があって、それぞれ  
の計画に認められる事業規模などの条件が異なっておりで、それに合致して、なおか  
つ地域の特性を生かした事業であること、それから、高い付加価値を創出すること、それと  
ですね、地域の事業者に対する経済的効果を大きく及ぼす事業であると、こういった統一的  
な条件もありますので、こういったのを総合的に判断して事業を実施する事業者さんが計画  
を策定するかどうかを決めるという内容にあります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今課長の説明を聞いていて、大分素人ながらハーダルというか、高そうなイメージを受けました。そこで伺いたいのは、たしか、さきの一般質問で町長が町にいろんな会社が来たいと言っても立ち消えになったというそういう答弁ありました。そういう業種等は今のあれに、パチンコ屋さんとかいろんな、幾らか町長答弁あったんですけども、そういう感じの事業所はこういったやつに該当するのか、その計画によってなんでしょうけれども、そのところを確認させていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） おっしゃるとおり各計画によるものですので、一概に町のほうで、これは認められるとか認められないとはお話できません。（「分かりました」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第5号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第5号工事請負費の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第5号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和4年度町道横断1号線道路改良工事（第1工区）に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） ちょっとさっき議案の提案にちょっと間違いがありましたので訂正をいたします。日程第10、議案第5号工事請負契約の締結についてでございます。すみません。

訂正をいたします。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第5号の細部説明をさせていただきます。議案書につきましては16ページとなります。

契約の目的、令和4年度町道横断1号線道路改良工事（第1工区）でございます。

契約の方法、制限付き一般競争入札による契約でございます。

契約金額1億8,700万円でございます。

契約の相手方、阿部藤・サトー特定建設工事共同企業体でございます。

議案関係参考資料6ページをお開きください。

工事の概要等について記載をしてございます。工事の場所でございまして志津川字秋目川地内でございます。工事の主な概要といたしましては、施工延長80メートル、掘削工9,000立米、植生工770平米、アンカー工82本、あとは詳細については、記載のとおりでございます。

工事期間につきましては令和6年3月29日としてございます。

7ページには工事箇所図、8ページには平面図に工事の概要を記載させていただいてございます。9ページには標準断面図、それと10ページには工事請負仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 議案関係参考資料の横断図ですね、9ページを見て、私土木関係の工事をしたことはないんですけども、図を見る限り山を、崖面を切っていくと。切り終えたところが一番下のラインだろうと思うんですけども、赤い着色がされている部分は半分までですね。工事は、どうせ下まで山を切るなら一遍に切ったほうが早いしお金もかからないんじゃないかなと考えるんですけども、途中で止めなければいけない理由というのはどこにあるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 断面図ですね、確かにおっしゃるとおりの部分はございます。ただ今回の1工区につきましては、下段からいきますと4段目の中ほどからですか、アンカー工ということでボーリング調査の結果、地盤等がちょっと遊離崩落の可能性があるということです、それを防ぐためにアンカー工を施すということでございまして、その下につきましては、現場打ちの大型ブロックでのり面を抑えるという工法になってございますが、確かに金額の

許す限り下まで発注すればよろしかったところだとは思うんですが、やはり施工方法、工法が違うということもございますので、まずは、アンカー工のところで区切ると。なぜかと申しますと、何か万が一ということがないようには施工はするんですが、やはり何かあった場合に責任分界点というものを明確にしておく必要があるだろうということで、今回はアンカー工の部分までと。あと追って、この後の下の部分についても発注を予定してございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 別発注ということになると、前の方がやった後に入っていって残りをやると、手間もかかるでしょうし二重の経費がかかる可能性もあるのかなと思いますし、前の方がやった後ですから、何でしょうね、やりづらさ、そういうものもあるのかなと思うんですけれども、課長の答弁が責任分界点を明確にするということでしたら、それを受け入れたい部分もありますが、様々事情あるとは推察はいたすところでありますが、地域の方々にとって安全で便利なものがいち早くできる、できれば予算をそれほどかけずにというところが皆さんができるところだろうと思います。ですので、こういう苦渋の選択、決断というのもこの先あるかと思いますが、銳意努力していただいて、山を切るんだったら一遍に切れるような工事を発注すべきではないかと考えますが今後どのように進めていきましょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 予算のほうですね、正直申し上げますと、あと予算の関係もございまして、横断1号線については令和6年度についても国費を要望する予定でございまして、下まで切りきれる予算があるのであれば一括発注というのはおっしゃるとおりすべきなんだろうなとは思うんですが、今回は現状の4年度からの繰越し、あと5年度当初ということになりますと、どうしても途中のところで止まってしまうということになりますので、やはりのり面の崩落等の安全性を考えた場合においては、やはり区切りということで、まずはアンカー工で、その後に下の部分の現場打ちの大型ブロックで施工するということで一応の一区切りをつけるということでございます。今後におきましては、当然ながら予算が確保できているということであれば一度に発注するのが望ましいとは思ってございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時01分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第11 議案第6号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第6号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第6号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和5年度町道平磯連絡線道路改良工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第6号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。議案書は17ページとなります。

契約の目的、令和5年度町道平磯連絡線道路改良工事でございます。

契約の方法、制限付き一般競争入札による契約でございます。

契約金額1億1,550万円でございます。

契約の相手方、遠藤・左千代特定建設工事共同企業体でございます。

議案関係参考資料11ページをお開きください。

工事の概要でございます。工事場所につきましては、志津川字平井田地内でございます。

工事の主な概要といたしましては施工延長295メートル、道路土工一式となってございます

が、ボリュームで申し上げますと1万1,000立米でございます。そのほか、排水工、舗装工、のり面工、防護柵工、区画線工、仮設工一式、標識一式となってございます。

工期につきましては、令和6年3月20日までとしてございます。

12ページには位置図を、13ページには工事平面図及び工事の概要を、14ページには標準断面図、15ページには工事請負仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 及川です。1点お伺いします。

この路線は国道から入る平磯線、タカノ鐵工所の、その三陸道の高いところなんですかけれども、この残っている295メーターですかね、先ほどの説明ですと295メートル延長。かなりのここの高さがあって土量が出るわけすけれども、この土量の搬出先はどこを、近場にあるのか、どこに運ぶのか、この土量ですね。かなりの土量が出ると思われますすけれども、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 主には、戸倉の旧戸倉小学校跡地に運ぶ予定としてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 町内で、この土量が使われるようなところがないのか、そこは、戸倉に置くということは、多分そこにずっと仮置きというような、そこからまた後で使うときは持っていくというような構図になると思うかと思うんですけども、今、この工事と併せて町内で使われるようなところがあるのかないのか、その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1万立米という大量に使うような工事は、ちょっと今のところ町内ではございません。やむを得ず戸倉旧小学校跡地に運ばざるを得ないという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私言いたいのは、同じ工事するにも町内で使うところがあれば有効活用をしたほうがいいんじやなかろうかなという思いで今聞くわけですすけれども、この土が道路上から見ると赤土なんですすけれども、仮に、これ畑とかそういうところには使われないと思いますすけれども、使われない土量、見かけそうなんですすけれども、その辺をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 総じて、こういった工事の場合ですと表土は、何というんでしょうか、枯れ葉とか朽ちた木等々で、俗に黒ボクと呼ばれるような黒っぽい、あんまり、何でしょうか、そういうのに適さない土と、その下に赤土等があって、確かに畑とか農地に使えるようなものがある場合もございますが、当町特有の地形の問題といいますか、大体数メートル掘ると、もうほとんど固いか軟いか、軟岩か硬岩という区分はございますが、ほとんどが岩と呼ばれるようなものになってまいりますので、なかなかそういった農地等への有効利用というのは、またその選別というような作業も入りますので、なかなか工事の中で選別という部分はなかなか早々見出せないということもございますし、当然ながら町内で国県町を問わず欲しいということがあれば当然ながら御活用いただくということで調整を取るんですが、今復興事業も一定程度落ちついた状況でございますので、なかなかちょっとそういった調整ができないかねるという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） いよいよ平磯線が国道45号に接道するという段階まで来たのかなと思います。現状、三陸道、南三陸海岸インターから降りてくると、海岸どころか目の前にでっかい山の壁が見えるという、何でいうか緑色の網のようなものが今かかっていて、正直、現状の見た目といいますか、何かいかにも工事の途中ですよというところが南三陸町の北から南から海へ行くときの玄関口になっているというのは、ちょっと残念な部分がずっとあったわけですが、いよいよあそこを切り終わっていってサンオーレソではま等につながっていく新たな玄関口として機能していくんだろうと希望といいますか、未来を想像するわけなんですが、工事の中でどこまでできるかということはちょっと分かりませんけれども、その図面を見る限り、13ページ参考資料の今まさに申し上げたのり面の部分も着色されていて工事の区間の中に入っているようあります。志津川インターを降りてくると大きな青い看板があつて、入谷はこちらです。こちらには海がありますよというような看板を設置して、それをもってまさにそのゴールデンウィークとかたくさんの方がいらっしゃっていただいたんだろうと思います。工事の中でどこまでできるかということは分かりませんが、そういった新たな玄関口として三陸道を降りてきた方々へ町をPRするためには、今あそこ、のり面まさに邪魔ですけれども、あれが割られた後、そこの両脇というのは、ある程度今度別な利用価値が出てくる可能性もあるのかなと思った次第です。ですので、この工事の中もしくはその後ですね、新たな玄関口としてどのように整備していくのか、もし展望があればこの場で伺って

おきたいなと思ったんですがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 工事の中としましては、やはり道路事業ということもございますので、そういったP R看板等々を設置するというのはなかなか難しいというところがございますが、三陸海岸インターですか、インター降り口の今国交省さんで設置をされている看板等もございますが、あれにつきましても当然ながら新しい道路に合わせて書換えをさせていただきますし、今設計上は5か所だったでしょうか、案内看板等々の設置も予定してございまし、あとはちょっと状況によって、この工事でできなくとも後々必要だと思われる箇所につきましては、また案内看板等をつける等、対策は講じてまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 地域の観光案内にも関係すると思いますので、実は今少しお話にもありましたけれども、志津川インターを降りたところと、それから歌津インターを降りたところに、左右ですね、どういった観光施設があるかというのを表記した大きな観光看板を設置しているのを皆様も御覧いただいたことあると思います。実は、あの看板を設置するときに、もう1か所、まさに今おっしゃられた三陸海岸インターにも設置をする予定でしたが、この工事があるということで一旦その計画からは外していた現状がございますので、改めて工事が全て完了して、どういった位置にどのようなものがあれば一番いいのかというのを検討しながら、そこはまた協議から始めていきたいと思っています。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） あんまり課長が優秀だから私聞こうと思ったことを先に全部言われちゃったんですけども、先ほど山を半分切ってその下はどうすんのと話もしましたけれども、工事は工事なのでいろいろ縦割り、建前等もあるんで大きい声では言えませんが、その先の事業であるとか、そういう最終形が見えているのであれば、やっぱりその建設工事の途中でこの辺に看板がとか、そういったことも含めて検討していただくための協議はぜひしていただきたいなと思っておりましたので、新たな玄関口としてここが有意義に活用して渋滞の解消にも少しでも寄与するというものになればいいなと希望を申し上げておきたいと思いますので、担当課としてどのようにお考えか最後にもう一度だけ確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほど商工観光課長のお話もありましたように、工事の進捗に合わせてその辺は連携を取りながら進めさせていただきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 参加業者、企業体1社ということあります。5号のほうも1社なんですよね。同じ入札日5月23日、この5号の業者は6号の入札に参加できないんですかね。同じ日にやっているのでね。まさか課長が振り分けたんじゃないだろうね。それできないもんね。素朴な疑問なんです。今仕事がないと、皆さん業者大変なときに参加しないというのは不思議だなあと、そう思っていたんで今質問をしたんです。

それから、予定価格あります。90、落札率なんですがね、99ぐらいになるのかな、これ。98.何ぼかな。大変な、合格率じゃないけれども落札率が高いなあという感じをいたしております。そこで聞きたいのは、昔はよく歩切りと言ったんだね、最低価格を設けて最低価格がこの予定価格という表示の仕方になっているのかどうか。一応予定価格歩切りして幾らですよと。それが最低価格という入札のやり方、従来はあったんですが今はどういうふうな、この予定価格の出し方ですね、それをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） それでは、入札の御質問でございましたので私から若干申し上げさせていただきたいと思います。

まず1点目、議案の5号と6号の各1社であったんだけれども、両方に参加することはできなかったのかという御質問でございました。業者の決定については契約業者審査委員会で決定されるわけでございまして、議員がお尋ねだったのは同時刻で両方とも参加できなかつたのかと受け止めさせていただきました。これについては時刻はずれておりますので、決して同じ時間に執行したというものではありませんので御理解いただきたいと思います。

それから、あと価格ですけれども、予定価格は予定価格、最低制限価格は最低制限価格ということで、それが同一というものではありませんので、それぞれの設定ということになります。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） すると、最低価格、予定価格と最低価格は別にしていると。ここに表示なっているのは予定価格ですね。すると、最低価格はこれから幾らか下がるわけですね。すると100%に近いんじゃないの、落札価格というのは。違うの。違う、そういう見方ではないの。1億700万円の予定価格でしょう。1億500万円ですよ。かなりの、何か……でないの。九十九.何%でないの、落札率、そうしますと。100%に近いね。数字は分かる、そのパーセント。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） 6号の部分で申し上げますと、単純に割り算ということになりますので97.89という落札率でございます。ただ入札でございますので、結果としてこのようないい状況でございますので、そこはぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 先ほど前議員からも案内看板の件が出ていたんですけれども、私も伺いたいのは、いよいよあそここの道路が真っすぐこの役場のほうに向かってくるわけなんですけれども、そこで伺いたいのは、海水浴場と商店街への動線というか、どのように考えて案内を出すのか、そのところのお考えあつたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） お答えします。

サンオーレそではま海水浴場とさんさん商店街の動線ということでしょうか。（「行く場合に45号線とか」の声あり） 基本的には、現状としてはさんさん商店街へのアクセスは志津川インターチェンジからを御案内させていただいております。ただ三陸インターのほうからも行けますということにはしていますが、必ずしもサンオーレを経由して商店街に行くというのは、こちらで積極的に案内するものではないかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 現在は志津川のインターから案内というそういう答弁でしたけれども、実はこれから気仙沼方向から来た方たちが、それぞれ海水浴場、商店街に向かう場合に、確かに志津川インターだと看板もあっていいんでしょうけれども、どちらかというと名称からして海岸インター、何となくイメージはいい感じなんですが、そこで志津川インターを使った場合に、どつかこう、戻ると言ったら変な言い方ですけれども、そういったイメージにもなるんじゃないかなと思いました。そこで伺いたいのは、海岸インターを降りてすぐ45号線右側に商店街というそういう案内の方法もあるでしょうし、あとはその役場のほうに上がってくる、例えばこの今回できる道路真っすぐになって役場に上がってきて、上がる道路を右折して、さらに左折して海岸のほうに向かうというそういうルートになると思うんですけれども、この役場付近への案内板というんですか、そういったやつも必要だと思われますけれどもそういったところは考える必要がないのか、おいおいのことでしょうけれどもそのところをどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） お答えさせていただきます。

一つ確認は、先ほど申し上げた志津川インターチェンジからは、さんさん商店街への案内をしているということです。サンオーレそではまも志津川インターからも行けますけれども、南三陸海岸インターからの案内もさせていただいております。それは、三陸道を使われた方が上下線どちらから来るかというのに合わせてどちらも案内情報は出してしておりますので、その状況によって変わってくるかなと思います。

それから、海岸インターからサンオーレまでのところは、現在、既についている国道の青看板への表記もございますが、海水浴シーズンは御覧いただいたこともあると思うんですけれども、そうですね、あの道路沿いに誘導看板をさらに増設して対応しておりますので今後もそういうことで対応していかなければと思っています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そのように対応していっていただければと思います。

あと、もう一点なんですかけれども、今そこのところを右折して上がってくるわけですけれども役場のほうに。そこで、お客様によっては、間違ってといったら変な言い方ですかとも、真っすぐ行ってしまって、そして海岸に向かうというそういうこともあります。メアーズのほうまで行ってしまってそこから海岸に行くというそういうことも。今の時代、立派なナビがついているので、ナビがルートを示すまでの間かもしれませんけれども、ただそういう事例も出てくると思いますので、そういう際に袖浜から漁港におりる降り口ですか、ああいったところの改修というか、でき得るならばしていく必要もあると思われますけれども、そこまでは考え過ぎかどうか分かんないです。そういうことも対処する必要があると思われますが、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） ちょっと道路工事については私からは答えられませんけれども、その誘導という部分に関しましては、あの周辺が一番混む海水浴、それから夏祭り、イベントなどもそうなんですかけれども、私たちも袖浜かいわいは道路が細くなっているところがあると承知してございますので、そこを極力車通らないように誘導案内看板は設置をしているつもりです。ですので、今後もおっしゃられたような誘導看板は極力あちらに土地勘のない方々の車が流れないような誘導をすべきかなとは考えています。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 改良といいますか、改善というお話が出ましたが、ちょっとどの部

分をお指しになって御質問をいただいているのかちょっと分からないのでお答えのしようもございませんが、はまゆり大橋の部分（「お寺の」「金秀寺」「うん、あそこからの降り口が大変だという」「後で担当課に行って」の声あり）袖浜の防潮堤の乗越道路ということかと思いますが、あれは、ではないんですか。県道のお話ですか。（「そうそうそう」の声あり）県道につきましては今順次、県の気仙沼土木事務所さんのほうで改良、拡幅すべく事業を進めていただくということになってございますので、ちょっといつまでに完成するかというのは今この場では申し上げられませんが、少なくとも今の計画に入ってるという話は伺ってございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） では、2点ほどお聞きしたいと思うんですが、前段でいろんな話出ていて観光的な視点の部分もお話を伺いました。この道路工事自体完成に近づいて、いろいろ整えるべきものも整えるという前段のお話でもありました。私からは、要は、もうつながるということが見えましたので6年の3月までですね。

1点目が、恐らくこの道路は非常に重要な道路と考えますので、まず、まずはその道路についての耐震性といいますか、そこがしっかりと。もちろん基準はクリアしているという答弁になるとは思うんですけども、例えばどれくらいの、例えば地震とかに対してこれが大丈夫ですからというものが、もしお分かりでしたらそこはお聞きしたいなという部分と、なぜその1点目を聞いたかというと、やはりインターに接続する道路ですので、恐らく防災上、非常に重要な道路になるのではないかなど。結局、海岸から、例えば高台側に避難するという考え方もできる道路とも思いますし、また、この役場とインターをつなぐ非常に重要な道路という見方もできますので、この道路完成したときに防災上どのように使えるのかという多分町長の考え方かなと思うんですけども、防災上どのようにこの道路を使うと考えているか、もし、何でしょうね、見方というか、考えがあればそこを伺っておきたいなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の耐震というお話でございますが、構造物等々であれば耐震性を考えて設計をするということはございますが、基本的に土工ですと国に定められました道路構造令に基づいた勾配であったり、保護の方法であったりということでございまして、厳密に耐震性云々、じゃあこの道路は震度幾らまで持つというようなものは現時点では残念ながらございません。

それと、ちょっと防災上の問題は私からお答えしていいのかどうか分かりませんが。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 防災の観点からお話をさせていただきますと、基本的には、平磯、それから袖浜地区の皆さん方が避難道路として活用できるというのが第1点と、それからもう一つは、今度平成の森に県の防災拠点ができます。結局、そこに防災拠点ができたときに、いわゆる三陸道を使いながら、うちの町と、いわゆる役場庁舎と直接的な連携を取れるという道路になりますので、やはりこう、うちの町だけの災害ということではなくて県があそこに防災拠点を設けるということは気仙沼地方のバックアップをするということであそこに造りますので、そういういた気仙沼南三陸という広域でそういういた防災という観点で多面的に利用できる道路につながっていくと思います。（「分かりました」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第7号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第7号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第7号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和4年度漁港施設機能強化事業外（ばなな漁港中山地区）沖防波堤等整備工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第7号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書は18ページとなります。

契約の目的、令和4年度漁港施設機能強化事業外（ばなな漁港中山地区）沖防波堤等整備工事でございます。

契約の方法、制限付き一般競争入札による契約でございます。

契約金額1億2,870万円。

契約の相手方、株式会社阿部伊組でございます。

議案関係参考資料の16ページをお開きください。工事の主な概要等を記載してございます。

工事場所につきましては、歌津字中山地内でございます。

工事の概要といたしましては、大きく3つの種類に分かれてございます。中山沖防波堤の補修工事、こちらは施工延長38.3メートル、2点目が中山沖防波堤の消波工、30トン型の消波ブロックを83個設置するものでございます。3点目でございますが、中山防砂堤の修繕工ということで、こちらのほうは施工延長が23.9メートルとなってございます。

工期につきましては、令和5年12月29日までとしてございます。

17ページには、それぞれの工事の位置、それと概要、それと18ページには工事請負仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番です。1点お伺いします。

17ページの参考資料なんですけれども、この左下に本体工欠損補修23.9メートル、それから洗掘補修28.3メートルございます。これを、私専門でないのでお伺いするわけですけれども、洗掘補修、それから本体欠損補修となっております。既存のものが欠損したから補修というような、単純に考えるとそういう意味に私は取ったんですけども、これはどういう内容なのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

議案参考資料の17ページの右中ほどから下のほうに中山防砂堤標準断面図という略図が示されてございます。

それで洗掘といいますのは、その防砂堤の底盤部、本来であれば海底についておらなければいけないという部分が、要は防砂堤の下が周辺波等の浸食によってえぐられてしまったので補修をするということでございます。

それと本体の欠損につきましては、その名のとおり、波浪等で徐々に徐々に剥離等々で欠損した部分を新たに補修するというような内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今のこの図面を見ますと一番下、赤の部分がその補修の部分なんですか  
れども、一番下が補修ということは上の部分も取られて新しくなるのかなとイメージするん  
ですけれども、そういう解釈でいいのか。

そしてまた、これに関連するんですけれども、田の浦の船揚場、それもこのように地元の人  
たちは波で下はえぐられるから波でなるという話をして補修になるわけですけれども、それ  
がたった1枚、何十枚ある中の1枚だけがそうなっているんです。課長が田の浦の現地を見  
ているかどうか分からんんですけども、それもこれに該当すると思われるんですけれども  
どうなんでしょうかね。ここを入れること、工事をすることによって上の部分も新しく取  
って、そして修復する工程になるかと思われますけれども、それでいいのか、その辺、御説  
明願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ちょっと図で説明するの、書き方がちょっとよろしくなかったのか  
もしれませんが、上部の部分は崩落、倒壊等をしているわけではございませんので洗掘を受  
けた部分だけ補修をするということでございます。

それと、田の浦地区においても欠損等あるというのは承知をしてございまして、今議員おっ  
しゃった箇所かどうかは特定がちょっと今この場でできないので明確なお答えはできません  
が、田の浦漁港につきましても、今年度、一応計画といいますか、補助申請用の書類等々を  
作成いたしまして、予定どおり事業がお認めいただければ令和6年度の補修をする予定とし  
てございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ただいまの説明ですと、上の分はそのままで赤の部分だけを入れると、  
特殊な工事だから現在の力学でそういうことも可能ということで分かりました。

関連で田の浦漁港の関係ですけれども、地元の人たちは、1枚、何十個ある中の1枚だけ波  
で下がえぐられて、その1枚が使えなくなったということに対して担当課として、その原因、

結果を追求するとか分析をしたことがあるのかどうか、その辺。船揚場です、田の浦の真ん中の船揚げ場。その辺、御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 原因の追及究明ということでございますが、海の中ということもござりますし、正確にいつというのもなかなか住民の方からの聞き取り等で判断するしかないということからいたしますと、波浪または地震等によって徐々に現状を來したと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

---

午後1時10分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 日程第13 議案第8号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第8号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第8号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和4年度うみべの広場など整備工事に係る請負変更契約について南三陸町議会に議決すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜

りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第8号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書につきましては19ページとなります。

契約の目的、令和4年度うみべの広場等整備工事でございます。

契約金額。変更前1億7,600万円、変更後1億7,759万5,000円、159万5,000円の増額でございます。

契約の相手方、山庄建設株式会社でございます。

議案関係参考資料19ページを御覧ください。

こちらには主な変更内容を記載してございます。変更内容といたしましては衛生器具の仕様変更、温水洗浄便座等ということで約200万円の増となっておるものでございます。

20ページをお開きください。

20ページには、今回主な変更となりました位置図について平面図を添付させていただいてございます。21ページには、その詳細ということで仕様変更となりました便器の位置についてを提示しております。22ページには、工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議お願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですかとも、うみべの広場へモアイを無事移設したと確認していますけれども、そこで伺いたいのは商店街のモアイの跡地、あとその周辺の芝の部分の利活用をどのようにしていくのか、あと移設したモアイなんですかとも、そのシートを、何でいうんですか、取ってオープンというか、するのはいつ頃どういった行事か予定しているのか、その辺伺いたいと思います。

あと、今回改正のトイレの温水便座ということで、ただいま課長から説明ありました195万円なんですかとも、この便座を替えるだけで、例えば5つ分替えるとすると1つ当たり40万円かかるんですが、あと、これには多目的トイレの分の便座は普通のままなのか、6つに

しても33万円ぐらい単価かかります。それが妥当なのか、それともトイレ便座等となっているので別の部分の改修の変更があったのかどうか。そこで、トイレの温水便座なんですけれども、普通こういった東屋風のところには豪華過ぎるといったらおかしいですけれども、昨今の流れからするとこういったのが妥当なのか、そこで当町はエコなまちづくりというか、持続可能なまちづくりをしていく上で、何か先日、私ラジオで聞いたんですけども、電気を食う器具というか、その中に温水便座も結構電気を消費するというそういうことを知りました。そこで、温水便座にした理由を伺いたいと思います。あと、こういった立派にするとトイレの管理も大変じゃないかと思います。そこで、その管理体制のイメージはどのようになっているのか。

あと、もう1点は、私、以前一般質問した経緯があるんですけども、うみべの広場のすぐ海側でワカメを煮ている方たちのトイレ事情で質問した経緯があるんですが、その際、町長、間もなく広場にトイレができるから、そちらを使ってもらうようにするというそういう答弁ありました。そこで、今回できるトイレに関しては、そのワカメ煮の方たちにとっての利便性のようなものが図られたのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 私からは一番最初の商店街のモアイが移設になった後の跡地のところをお答えさせていただきます。

あの場所の活用については、これまででも商店街の皆さんを含め情報交換をしている中で、このような活用方法がないかという何案か上がってきてているはあるんですけども、いずれも管理などが発生することですので費用対効果も考えながら引き続き検討していくこととしております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、2点目以降ですがモアイのシートオープンということでございますが、今現段階でもうみべの広場のメインとなる部分につきましては舗装が約半分終わっておりまして、芝生のほうはほぼほぼ終わってございますが、まだアスファルト舗装等々作業が続いておりますので、今ちょっと今この場でいつシートを外すかというのはちょっと明言はできませんが、一定程度工事が進んだ後にはシートを撤去するというようなことでございます。

それと、多目的トイレのほうでございますが、こちらのほうには当初から温水仕様ということになってございますので、こちらについては変更はないということでございます。それと、

温水便座にした理由ということでございますが、道の駅とはまた別なエリアということにはなってございますが、ある意味対をなす施設というような位置づけでございますので、31メモリアル、あとはさんさん商店街と同等の便座が好ましいだろうということで変更したものでございます。それと、ちょっと管理についてはちょっと私からは答弁は控えさせていただきますが、あと最後の漁業者さんの利便性というお話でございますが、こちらのトイレについては誰が使ってよくて誰が使って駄目だというような位置づけではありませんのでお使いいただくことは可能なのかなと。ただし、やはりいろんな方がお使いになりますので、清潔に保っていただければよろしいんじゃないのかなと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 当課所管事務といたしまして2点答弁をさせていただきます。

まず1点目、1点目といいますか、御質問とすれば2点目だったと記憶しているんですが、モアイのいわゆる除幕的なイベントでございますけれども、工期が7月25日ということで、その竣工という形の後、安全管理等を確認させていただいて、現段階では7月29日土曜日、同日志津川湾の夏まつりということで御予定されてございますけれども、その夏まつり前にいわゆる除幕式的な形でのオープニングを考えているところでございます。

また、当課関連といたしまして、もう2点目とすれば管理といった部分でございますが、7月末のオープン後となりますけれども、まずはその使用状況等も見極めさせていただく段階はまず我々のほうで一旦対応させていただいて、その後は他の施設と同様に業務委託による管理ということを今現在検討してございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、1点漏れてございました。変更額の関係でございます。

変更増額となりますのは159万5,000円でございます。今回資料として提示させていただいているのは、主なものということで一番金額の張るもの代表例として載せさせていただいてございます。具体にちょっとお話をさせていただきますと、便座ですね、便座の交換だけですと約60万円ほどでございます。そのほかに給水設備、要するに水道の取り出しでございますが、当初はちょっと利用、どういった建物が建つかということで利用の具体的なのがなかったもんですから、水道を当初は20ミリで取っておりましたが30ミリが必要だということで水道の本管からの引き直しに約50万円ほどということと、あと残りにつきましてはいろいろ細かい内容になりますので、この場での説明は差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） まず最初のモアイの移設して、その近くの芝の部分の利活用ということで課長答弁いただいたんですけども、現在検討中ということなんですが、もし、検討中であろうかとは思いますけれども、どういった活用が目指されているのか。以前どつかの声で聞いたんですけども、ドックランもいいんじゃないかというそういうのも上がっていたらしいんですけども。ここもしお答えできる範囲でよろしいですので、どのような活用を皆さん検討しているのかと、町の方たちも、もしそういった思いが、何かいろいろ思いがあるでしょうから、そういったやつを吸い上げていくのか、それとも、商店街近辺の方たちでその使い方を構想していくのか、その辺伺いたいと思います。

あと、シートはいつ取れるということでお伺いしたんですけども、夏まつりの前に、特にイベント等はなく質素にイベントの途中、例えば夏まつりの何かオープニングみたいなので外すとかじやなくて、引渡しか何かあった時点で速やかというか、普通に外して皆さんに見ていただくというそういう形でよろしいのかどうか、再度伺っておきたいと思います。

あと、本来変更になった部分の大体の詳細は、便座の部分とあとは水道の配管、例えば温水等、水の部分で、それが20から30になったということで分かりました。

あと、管理体制に関しては当面あれまして、おいおい委託にしていくというそういうことで管理体制も分かりました。

あと、ワカメ煮の方たちの使用の利便性なんですけども、先ほど課長から答弁あったんですけど、誰でも使えることは可能だというそういう答弁あったんですが、ただ私お伺いしたのはワカメ煮の作業をしている方たちが車であそこで来て使用するのか、それとも何か近くに階段みたいなものを改めて設けて、そこを上れば近道になるとかといった、何分車のある方だけがワカメ煮の作業をしているわけじゃないんで、そうすると車に乗せてもらって使うというそういうことになると思いますので、そのところを再度確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） モアイ移設後の土地ということなんんですけども、ドックランは確かに希望としてお話が出たことありました。ただし、商店街の方々との情報交換の中で、やはりメインを食にしているところから、やはり共存といいますか、衛生面のそういうところの管理運営がかなり難しいんではないかということで、ただ日頃からさんさん商店街にはペット連れのお客様、大変多くお越しになっています。ですので、新たに整備した北側のほうでペット用のリードのフックなどを用意したり、そちらのほうに場所は持っていっておられます。それと同時に活用方法としてお話を聞かれたのは、川沿いですし、あと、さんさん

商店街にはフードコートという場所があるんですけども、その川の流れを見ながら海側に憩いの場を設けるのもありなんではないかというようなお話も出ております。まだ、先ほどお話しいたしましたように情報収集をしながら検討中でございますので、明確にこれをするつもりというのは控えさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 私から7月29日のセレモニーということで再度お話をさせていただきます。

若干先ほどの私の答弁が曖昧で申し訳なかったんですが、7月29日と実はお昼前の時間帯を予定しておりますが、しっかり独立した形でのセレモニーとして対応、趣とすればモアイ像の除幕式といった形で今検討を進めている状況でございます。よろしくお願ひいたします。

（「ワカメ」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ワカメの漁業者さんたちの利用については、私からここで、こちらのうみべの広場のほうもお使いいただくことができるとしか、ちょっとお答えができませんので、その辺は御了承いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 最後の、何かうみべの広場からワカメになったんですけども、そのワカメの、せっかくできたトイレですので、やはりちょっと一般質問で答弁あったように、そういうことを使ってもらえるようにするという確かに答弁いただきましたので、やはりそういう造るときに何らかの方策というんですか、少しは使い勝手が、その方たちがよくなるというようなそういう仕掛けは。改めて最後に伺いますけれども、どのような方法もできなかつたのかどうかだけ伺って終わりとします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 一般質問でもお答えしましたとおり、うみべの広場にトイレを造りますと、それで海岸で作業している方々もご利用いただけるという答弁をしましたので、今回、うみべの広場に答弁どおりにトイレを設置しましたので、どうぞお使いをいただいて、今野雄紀議員もどうぞお使いいただいて結構でございますので。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） じゃ、2点ほどになるかと思いますがお聞きしたいと思います。

前段の質問で、今回は男女トイレの改修ということで多目的トイレについてもともと温水

仕様ということで伺いましたので、その点は分かったんですけれども、多目的トイレということで、これ、例えば道の駅さんさんもそうですしハマーレもそうかもしれません、多目的トイレには恐らくオストメイトマークは貼りつけはされていると思うんですけども、ここも、うみべの広場のトイレも多目的トイレはオストメイトマーク貼りつけということでよろしいかどうか、まずそこを確認したいと思います。

もう一つは、今除幕式、イベント等々の話が上がりましたんで、そこはそのとおりセレモニーは行われるんだろうなということなんですねけれども、同時にうみべの広場の一般的な利用開始日というのは除幕式の前なのか、それとも後なのか。というのは、このうみべの広場を同時に一般的な利用だけではなくてイベントスペースとしても、例えばキッチンカーを呼んでイベントを開くとかというような話も以前ありましたので、恐らくそれを見越してやりたいという方もいらっしゃるのではないかなど。そういう募集中のものですね、開始とか周知的なものはどれぐらいから始まるのか、ちょっとここで確認できればと思いますがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目のオストメイトでございますが、議員おっしゃるとおり多目的トイレのほうに設置をいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 7月29日のモアイ像の除幕式といった趣によるセレモニーの前後といいますか、いわゆる広場全体のオープンということでございますが、議員御指摘のとおり、先ほど私も申し上げましたとおり当日夏まつりも予定されてございまして、その駐車場といった部分での期待も当然出てくるかと思いますので、まさに今、我々のほうで基本的にそのオープニングはモアイ像の除幕式の段階からではあるんですが、いわゆる開場といった部分について同日でありながらも何時からにするのかとか、そういう部分については今現在検討中の状況でございますので、決定次第何らかのホームページ等を通じてお知らせをしていきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） そのオストメイトマークについては、そのとおり表示されるということで理解いたしました。

ちょっと関連して追加でお聞きしたいのは、いろいろオストメイトトイレというのはいろんな設備仕様が必要なトイレでございまして、もちろんこの、何でしょうね、洗浄台とかいろいろ

んな機能ももちろん必要なんですが、ちょっといろいろ町内各所をいろいろ見てみるんですけども、おむつ交換台は設置されているんですが、着替え台そのものをやっぱり設置できるスペースがないせいなのか着替え台がないというのがちょっと不便な点であるかなということが一つ。これはもう建物の仕様も決まっておりますので、今後、例えば、何でしょうね、スペースを広げるということも難しいので、これはもう、この工事についてはそのままやつていただくしかないんですが、今後そういった考えも取り入れながら、ぜひ施工のほうも考えていただきたいなという部分が一つございます。

もう一つは洗浄のシャワーの部分なんですが、ちょっとこれ課長に確認なんですけれども、これは、ここも温水仕様になっているのかどうかという部分ですね。確かに洗えるシャワーはついているんですけども、冷たい水しか出ないのか、それとも温水であるのか、ちょっとその辺もやはりオストメイトをうたうからには重要な部分かなと思いますので、ちょっとそこを確認できればと思います。

そして今企画課長から答弁いただきましたが、商業的な部分の周知というのは、当然オープン日の前に当然周知されて、この日から使えます、イベント開きたい方、何か販売したい方は必ず申請を行ってくださいという流れになるんですけども、ある程度内容が決まった段階でそれが、何でしょうね、7月までに行われそうなのか、やっぱりその後になりそうなのかという部分と併せて、やはりそこでちょっとイベント的なものがもう構想が進んでいるかどうかも含めてちょっとお聞きできればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 多目的トイレの便座につきましては、先ほどもちょっとお話し申し上げましたとおり温水と当初からなってございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） いわゆるその広場全体としての開場という形ですけれども、先ほどと同様の答弁になって恐縮ですが、基本的には7月29日からということにはなろうかと思います。そこで動いてくるとすれば、皆様にお入りいただく時間帯についてセレモニー前の何時から安全管理が徹底されてお入りいただけるかというのを今ちょっと検討させていただいている状況でして、その後のイベント等も当然想定される範囲内でございますので、そういうことが確定次第といったことで現段階ではとどめさせていただきたいと思うんですけども、詳細について使用方法等も含めてホームページ等を活用して御案内を差し上げたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 今後のイベントの構想ということなんですかけれども、やはり町が主体となってイベントをあそこで開催するというよりも、地域の方々をはじめ活用いただいて継続的に行っていくのがいいかなというお話と思っておりまして、昨年観光協会を軸に立ち上りましたマルシェ部会のほうで昨年度も何度か試験的にこういった場所でやつたらどうだろうかとか規模の問題とか、そういう実証を重ねておりまして、その方々を中心におみべの広場の活用であったりとか、それから、場合によっては町外から、先ほどちょっと話題に出たキッチンカーの方々を呼んでぎわいづくりをするとか、そういった地域の方々の話題としては出てきておりますので、今企画課長からお話をありましたように、ではどういうふうに使えるんだというのが確定したら、その方々に情報提供していきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第9号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第9号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第9号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、南三陸町消防団第8分団の浜班で使用する小型動力消防ポンプ用積載車の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） それでは、議案第9号財産の取得についての細部説明を行います。

議案書20ページを御覧願います。

業務名が令和5年度消防用自動車購入業務でございます。

取得する財産につきましては、小型動力消防ポンプ用積載車1台を購入するものでございます。

議案参考資料の23ページをお開き願います。

2の業務内容に記載の配置先及び配置車両の規格でございますが、第8分団基の浜班へ普通車を配備するものでございます。これまで使用していたものが配備後20年以上経過し、経年劣化したため更新するものでございます。

財源につきましては、市町村振興総合補助金を活用して購入するものでございます。

入札につきましては、入札執行日が令和5年5月9日、制限付き一般競争入札を行い、ご覧の3社が入札に参加いたしました。予定価格1,090万8,600円に対し、最低価格900万円で株式会社古川ポンプに落札決定となってございます。24ページには仮契約書を添付しております。

以上、議案第9号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 1点質問させていただきます。

年間の車両購入業務というのは、それぞれ予算の取り方が違うので何台何台という形だと思うんですけども、今回の業務は年間で予定しているのは1台分のみの予算でしたっけ。そうですか。そうであれば、ほかの、予算は違う話ですけれども、年間である程度購入台数が決まっているのであれば同時にある程度まとめて発注というか、そういった段取りが取れないのか、時期をあえてずらす理由というのはどのようにしているのか、まずそこをお伺いしたいんですね。震災後、大量に車両の入替えあって、何度か一気に複数台やって、何でいうんですか、引渡し式みたいな姿を見かけたことあるんですけども、ああいうふうな形ってすごく効率よかったと思うんですけども、その辺の見解をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） お答えいたします。

震災後に確かにまとめて購入した例がございまして、確か直近だと令和2年度に今回と同じ小型動力の普通車の積載車につきましては3台と、あと軽自動車のポンプ付積載車を2台、合計5台購入した実績がございます。実は令和2年度の購入で一定ですね、先ほどお話ししました経年劣化した20年以上の車両というのがほぼ終わりまして、今回、この基の浜班の

消防ポンプが実は今年度で21年経過するということで購入するものでございます。おおむねその20年以上ということでの基準で行っておりますので、実は次の更新が令和9年の、たしか中の町の消防ポンプという順番ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 経年という基準があるということは分かりました。随時更新していく、もうほぼ本当に購入台数はどんどん減ってくるんだと思いますけれども、その辺の環境整備に関してはこれからもまとめて、どうせもう予算取って買うものとして決まっているものがあるんであれば、まとめて発注してもいいのかなというところをちょっとお伝えしたいと思います。

それと、あと関連になっちゃうんですけども、日曜日に消防演習ございます。それで、団員の若返り化とか、あと震災後、もしくはあとコロナの影響でなかなか訓練とか、何ていいですか、技術内容というんですかね、そういうのを浸透しないという考え方もあったと思うんです。なかなかきちんと技術を伝えられないというところで苦慮していたと思うんですけども、日曜日とか班分けて小分けにして訓練、いろいろ工夫して訓練をしているということも伺っていますので、その辺はある程度理解はしているんですけども、ここ数年にわたくって演習前の2時間ぐらい練習しているんですよね。その間に熱中症気味で倒れる方毎年いらっしゃると思うんですけども、いずれあれですか、団員がちゃんと自分たちの学ぶべきものをしっかりと浸透して、ある程度熟練度が増してきたら、その訓練の時間とかも短縮したりとかそういった対策とかも取っていかれるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 御指摘のとおり、このコロナ禍にあって、なかなか技術の習得という部分の訓練がなかなか大変だという話も聞いております。当然ながら仕事を持っている方々ですので、そういった中で練習という時間がなかなか取れないという話も聞いているところでございます。今回11日に行うわけでございますけれども、恐らく震災前の大規模などいうそういう訓練ではなくて、ちょっと規模を縮小したような形での演習という形でございます。熱中症という話もございましたけれども、熟練度といいますか、そういった団員の若返り、または毎年減ってきているという状況の中でちょっと考慮しながら今後対策を取つていきたいと考えています。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか、及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番及川です。2点ほどお伺いします。

今、葦の浜班の消防ポンプなんですけれども、これで関連するんですけれども、実は葦の浜地区では七、八年前に作業場の火災ですごく水が不足して伊里前川から上げなきやないということで時間がかかったわけですけれども、その後、防火水槽を造っていただいたと思うんですけれども、その場所と、今後この葦の浜も震災後、全員ほとんどのうちが高台に避難、上がってきましたので、そこに十分な消火栓があるのか、防火水槽がそこにまた設置されてあるのか、ないとすれば今後の見通しとですね。葦の浜もそうなんですけれども、先ほど言った近場にある葦の浜地区なんですけれども、寄木地区なんですけれども、同じ高台なんもんですから、そこの消火栓あるものにしても消火栓は1度に水を上げることが、高いところですから水圧がないから使い切るということが、当時の火災のときは不便を來したわけですけれども、その辺の消火栓の位置とかそういうものを私だけでなく皆さんも知っておくべきだと思いますので、その場所の確認もお願いいいたします。消火栓と水槽とお願いします。今後の見通し、見通しですね、葦の浜、寄木団地についての現状をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 団地ということは防集団地という解釈でよろしいでしょうか。防集団地につきましては、開発の時点で今この場で何基何か所というのはちょっと今資料を持ち合わせてございませんが、一定の基準がございまして、その基準は満たしておるということをございますのでお伝えをさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 資料がないとおっしゃられますけれども、やはりそういう有事のとき、あそこに何があるということが我々も必要だと思いますので、防火水槽関連で、今葦の浜のポンプのことを言っていますけれども、関連で、そこの防火水槽、消火栓、その辺も聞いていますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 消火栓、防火水槽を含めて消防団は把握しておりますので、そこは我々知る必要があるというお話ですけれども、確かに分かっていればいいという話だとは思いますが、何ていう答えというかあれですが、常備消防、非常備消防を含めて、そこは間違ひなく把握しているということで御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、もう一つ関連で聞きますけれども、昨今、団員の人が少ないということを話されていましたけれども、女性隊員の人数を把握しているんであれば、その

人数と今後の人數ですね、消防団に加入すべきだと思うんですけれども、その辺は今後どのようにやっていくのか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 女性消防団員の御質問でございます。

令和5年4月1日現在で現在消防団員の数が408名、うち女性の消防団員数は3名でございます。割合とすれば非常に少ないところでございます。女性男性限らず、なかなか消防団員の募集に苦慮しているところでございます。特に分け隔てるということはございませんので、引き続き団員を募集してまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第10号 令和5年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第10号令和5年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第10号令和5年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し行う事業等の所要額を計上したほか、4月1日付人事異動に伴う人件費の整理調整等を行うものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） それでは、議案第10号令和5年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）の細部説明を申し上げます。

補正予算書の2ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,114万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ109億6,898万7,000円とするものでございます。

次に、3ページからの第1表歳入歳出予算補正について款ごとの構成比を申し上げます。

まず歳入でございます。

12款分担金及び負担金0.1%、14款国庫支出金13.7%、15款県支出金6.0%、18款繰入金11.8%、20款諸収入が1.6%、補正されなかった款項に係る額が66.8%となっております。

次に、4ページの歳出の構成比を申し上げます。

1款議会費0.9%、2款総務費が20.7%、3款民生費18.6%、4款衛生費が12.0%、5款農林水産業費9.5%、6款商工費3.5%、7款土木費8.0%。

5ページをお開き願います。

8款消防費5.4%、9款教育費9.4%、12款予備費0.3%、補正されなかった款項に係る額が11.7%となっております。

次に6ページ、第2表債務負担行為補正の追加でございます。

農林業災害対策資金利子補給金を今年度から令和12年度までの期間で、農林業災害対策資金に係る利子のうち1.25%に相当する額を限度額といたしまして債務負担を設定するものでございます。

続いて、予算の詳細を御説明いたします。

10ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

12款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金の補正額228万円は、広域入所保育利用料として近隣2市から2名分の入所に係る負担金としての歳入でございます。

次に、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金でございます。詳細は歳出において御説明いたしますが、今回の交付金を利用し計8事業の価格高騰に対応する支援事業を予定しているところでございます。

同じく14款3目の衛生費国庫補助金補正額204万5,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制確保に要する補助金でございます。会計年度任用職員人件費に充当するものでございます。

次に11ページ、18款繰入金2項基金繰入金1目ふるさとまちづくり基金繰入金につきましては歳出で説明いたします。

2目の財政調整基金繰入金につきましては、今回、国からの新型コロナ対策地方創生交付金事業や各種国庫補助金等に町の財政調整基金から8,000万円を加えて事業を進めるものでございます。

20款諸収入4項雑入2目雑入の1節総務費雑入のコミュニティー助成事業助成金につきましては、入谷2区集会場備品整備に対する助成金となっております。

次に、12ページをお開き願います。

歳出でございます。

町長が冒頭申し上げましたが、今回の補正予算につきましては各科目に共通して4月の人事異動に伴う人件費関連の予算調整を行っておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行う事業につきましては、議案参考資料の26ページ、27ページをお開き願います。

2ページにわたりまして全8事業の支援概要と予算額を記載しておりますので、歳出の詳細説明と併せて御覧いただければと思います。

それでは、科目別に御説明いたします。

13ページの2款総務費1項総務管理費11目電子計算費715万円の補正につきましては、個人住民税特別徴収税額通知の電子化に係るシステムの改修及び低所得世帯生活支援給付金事業に係るシステム改修の業務委託料でございます。14目地方創生推進費の補正額121万円につきましては、南三陸高校旭桜寮の駐輪場設置その他附帯施設増設に係る設計委託料でございます。この財源が、歳出で触れましたが基金繰入金のふるさとづくり基金でございます。

15ページをお開き願います。

2款総務費4項選挙費1目選挙管理委員会費396万円の補正につきましては、選挙に係るシステムを全国一律の統一規格にするための調査及びシステム改修に係る費用でございます。

続いて、16ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節扶助費の3,600万円の記載がございますが、これが議案参考資料26ページ、1番の低所得世帯への生活支援でございます。低所得1,200世帯にそれぞれ3万円を給付するものでございます。

同じく16ページ、最下段、3目老人福祉費の802万2,000円につきましては、議案参考資料26ページ2番の高齢者への支援事業として、説明欄に記載のとおり敬老の日記念品として商品券を配付するものでございます。

なお、現在対象者といたしまして2,674人で3,000円分の商品券を配付いたしまして記載の802万2,000円でございますが、当初予算で議決いただいております敬老の日記念品2,000円分の商品券と合わせて5,000円分の商品券を配付する予定となっております。

次に17ページ、1目児童福祉総務費18節負担金補助及び交付金35万円の補正額につきましては、町内2か所の私立幼稚園送迎バスへの置き去り防止ブザー設置に対する補助でございます。

続きまして19ページをお開き願います。

最下段の4款衛生費4項上水道費1目上水道費18節負担金補助及び交付金補正額2,200万円につきましては、議案参考資料26ページ3番に記載の住民及び事業者の経済的負担軽減対策といたしまして水道基本料金を2か月間減免するものでございます。

続いて20ページをお開き願います。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費18節負担金補助及び交付金補正額130万円につきましては、議案参考資料26ページ4番の施設園芸農家の経営継続を目的に、燃油価格高騰に対応して燃油購入費用の一部、1リットル当たり最大6円を補助するものでございます。

予算書の同じくその下、4目畜産業費19節扶助費800万円の補正額につきましては、議案参考資料27ページをお開き願います。

5番の飼育農家への支援といたしまして、飼育農家の経営継続を目的に飼料価格高騰対策といたしまして飼料購入費用の一部を支援するものでございます。

続いて21ページ、3項水産業費2目水産業振興費19節扶助費補正額1,907万円につきましては、議案参考資料6番の漁業者への支援ということで、燃油価格が高騰し漁業経営に支障を来しているため、昨年度の一番水揚げ額に応じ給付金を支給するものでございます。

予算書22ページをお開き願います。

5目さけます資源維持対策費14節工事請負費の614万9,000円の補正につきましては、今年2月の大雪によって小森ふ化場の防鳥ネットが破損したため復旧工事を行うものでございます。

続いて、6款商工費1項商工費2目商工振興費19節扶助費は、議案参考資料7番の支援事業でございます。運送業者燃油価格高騰対策支援金1,300万円につきましては、運送事業者が経営継続を目的に、燃油購入1リットル当たり20円、1台当たり1か月、月2,000リットルを上限に支援するものでございます。

予算書その下、高圧電力利用事業者電気料支援金1,800万円につきましては、議案参考資料の8番の事業でございます。町内企業の経営継続を目的に、電気料金1キロワットアワー当

たり4円を支援し1社当たりの上限を75万円とするものでございます。

次に22ページ、最下段、5目観光振興費12節委託料、消費・販路拡大プロモーションイベント業務委託料320万円につきましては、海産物の消費・販路拡大PRといったしまして、消費者と生産者との交流会及び仙台駅構内での物産展を開催予定でございます。また、台湾交流事業業務委託料173万円につきましては、未来に向けた若年世代での相互交流の発展を目的に台湾との交流事業を展開していくものでございます。

次に、24ページをお開き願います。

7款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費18節負担金補助及び交付金の2万円につきましては、三陸沿岸7市3町で構成する三陸沿岸道路連絡協議会を新たに設立し、三陸沿岸道路機能強化の実現と地域振興を図るため町負担分を計上したものでございます。

以降、24ページ下段の4項都市計画費から、ページをおめくりいただきまして29ページ、予備費までにつきましては、各所管での除草対策事業費を12節委託料で補正しているほか、人事異動に伴う予算調整が主なものとなっております。

以上、細部説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は2時20分といたします。

午後2時03分 休憩

---

午後2時18分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。ございませんか。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 及川です。

それでは、この別紙資料の中のコロナ対策です。26ページ、低所得者への生活支援が4,099万2,000円出ております。低所得者ということは非課税世帯と読み替えていいのか、その辺を確認したいと思います。

それから、次の27ページの6、漁業者への支援で税込み水揚げ額に応じとあります、昨年の収入に。これ水揚げがどの程度、例えば50%になったとか70%になったという、その率でいけばどの程度下がったらば給付金の対象になるのか。

それと5番、飼育農家への支援で一部、戸数と一部というような表現、先ほどありました。

飼料購入費用の一部としてここにありますけれども、支援するとありますけれども、この額とすれば、おおよそ1世帯当たりの飼育頭数によるんですけれども、どのぐらいの戸数があるのか、その辺。まずもって3点お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） まず、低所得世帯生活支援給付金の関係でございますが、議員お話いただいたとおり世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯ということになります。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 漁業者への燃油価格高騰支援につきましてですが、水揚げ金額に応じてということで書いております。基本的には率ではなくて、一定の水揚げ金額に応じて交付させていただくというものです。具体に申しますと、100万円以下の年間水揚げの方については5,000円、100万円から500万円の水揚げ高がある方には3万円、500万円以上の方には5万円を支給させていただくという内容でございます。

それから、畜産のほうでございますが飼料等高騰対策、こちらにつきましては肉用牛の農家の方がおよそ32件、それから乳牛農家の方が11件、それから羊を飼われている方が1件ということの対象で、それぞれの飼育しているものによって価格が変わっていると。繁殖牛につきましては8,000円から4,000円、それから肥育牛につきましては1万円、乳牛につきましても1万円から5,000円、羊につきましては3,000円というような形で、1頭当たりで交付するというようなものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） じゃあすみません。後ろからいきます、忘れないうちに。

5番目の肥育牛なんですけれども、これ1頭当たりの単価なんですか。そうすると、5頭いれば掛ける5と、今の金額に掛ける5というような計算でよろしいわけですね。

それから、6番の漁業者への支援なんですけれども、100万円までが5,000円といいますけれども、これによってほとんどの方が大なり小なり該当になるというような見方になるのかなと思われますので、これはこれでいいと思われます、配分計画。

それから、1番の非課税世帯、そうですね、これは1,200世帯に3万円、それぞれ3万円ずつの交付ということ。ですから、低所得者にとって非常に助かるのかなあと思われます。

それから、次には24ページ、補正予算書の24ページの土木費、道路橋りょう総務費の中の18

負担金補助及び交付金、2万円の三陸沿岸道路連絡協議会負担金、これは以前からあったかと思われますけれども、この負担金、新たにできたんであれば、この効果というものです、この期成同盟会、連絡協議会を発足して今後どのようなことを、この三陸沿岸がつながっていくのか、これから展望をお伺いしたいと思います。分かっている範囲でいいですので、よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、道路橋りょう費の負担金補助でございます。

予算書には仮称として掲載をしてございますが、総会はまだなので正式ではございませんが、名称につきましては三陸沿岸道路東松島・山田間機能強化連絡協議会という名前になる予定となってございます。これにつきましては、名称にもありますように南は東松島から、あとは北は岩手県の山田町ということで三陸沿岸道路の管理区分といいますか、国の管理区分は、今まで当町に区間等については仙台河川国道事務所が担ってございましたが、その辺の内部の機構改革といいますか、管理区分の変更で東松島から山田間まで、釜石にございます南三陸沿岸国道事務所が所管することとなりましたので、7市3町で県境を越えていろいろ開通はいたしましたが、いろいろ何というんでどうか、要望事項ですね、追越し車線であったり、あとはパーキングといいますか、トイレの問題であったりというようなことを連携して要望活動を行って実現に向けて活動していくこうというような内容となってございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、今現在は三陸沿岸維持出張所が石巻にございます。そして、南三陸気仙沼間は気仙沼の国道維持出張所が両方、三陸道も国道も兼ねていますけれども、それとは別に新たに発足した連絡協議会ということなんでしょうか。今まで国道とか三陸道の問題は維持出張所さんほうに行っていたんですけども、それはそれで残して今度はこれがなるということでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 気仙沼のほうの国道維持出張所さんは、今まで三陸道の工事の関係がありましたので分室といいますか、むしろ気仙沼国道維持出張所というよりは仙台河川国道事務所の分室的な形で三陸道の工事等を担っていただいておりましたが、三陸沿岸道路自体の維持管理等については、従前より仙台河川国道事務所、あとは、近々には、最近おきまして、その辺の管理区分の変更ということで南三陸沿岸国道事務所さんが三陸道路の東松島・山田間の道路の維持管理を担うということになってございますので、それに向けて、

今月末でございますが一応設立総会を開く予定となっているものでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 2点お伺いしたいと思います。

16ページ、最下段に敬老の日記念品ということで802万2,000円計上されております。これが予算を使って、財源内訳を見ますと特定財源ですので1人当たり3,000円というものを当初予算で計上した同様の内容とプラスしてというようなことでした。送付といいますか、対象者の方に敬老の日付近に合わせて5,000円分をまとめてぽんとお渡しするものなのかどうか、お伺いします。

それから、2点目は27ページになります。教育費の中で中学校費があります。中学校費、何も質問することないんじゃないのというぐらい何の動きもないんですが、何の動きもないというところに一定程度の疑義があると思っておりますのでお伺いいたしますけれども、当初予算で歌津中学校は大規模改修、志津川中学校は改修と調査設計、もしくは設計の予算を計上されていたかと思います。両校、建設されてからかなり年月的にはたっているのかなと思いますので、やはり子供たちの快適な環境を守るために改修というものが必要かと思いますが、この設計どれぐらいかかるんでしょうか。やっぱり子供たちにとって環境を整えてあげるというのは大人の責任であろうと思いますので、設計に何か月何年もかけずに、不便なところはすっと直すというのがよいのではないかと思いますが、どのような状況で進んでいるのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 敬老の日記念品の関係でございますけれども、総務課長からの説明がありましたとおり、まず今回、今年度当初予算で2,000円分の商品券、予算を計上させていただきました。これについては、コロナ禍に入り敬老会が開催できないというところで、この商品券に代えてというところを踏襲した形となっております。今回新たに、今度は物価高騰対策ということで3,000円の商品券もということで、上乗せする形でということで計5,000円ということで配付を考えております。支給時期に関しましては、議員お話ありましたとおり敬老の日、9月の中旬あたりに送付するというところで現在考えております。（「合わせて」の声あり）合わせて考えております。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは中学校の改修のことでの御質問でしたので、議員お話しのように、当初予算で両中学校の改修に向けた設計費を計上させていただいており

ます。

その中で、志津川中学校の改修につきましては、校舎、体育館、それから格技場、柔剣道場のトイレが和式のものが多いですので、トイレの洋式化のための設計ということで、今年度、設計業務を進めて年度内には終わる予定で、令和6年度以降の工事を目指しているところでございます。

歌津中学校につきましては昭和47年の建築から大分月日がたっておりますので、まずはどういったところが危険になっているかという、大規模改修なのか、それとも長寿命化改修ということで実施したほうがいいのかということを見極めるための調査を今年度実施する予定であります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは、敬老の日に関連してですけれども、6月4日付だったと思うんですが地元紙に今回の南三陸町議会の概要が掲載されておりまして、その中には敬老会を中止する代わりに商品券をお配りするというような内容の記事だったと記憶しております。今まで敬老会を開催して、出席率、一応決算ベースで決算付表のほうに毎年出てましたんで、ずらっと一応持っている限り調べたんですけども、大体26%から27%ぐらいというのが、敬老会がずっと行われてきました。もちろん、この町をずっと支えてくださった諸先輩方に対して敬意を払うということは、これは当然のことだと思いますし、そこに経費がかかるということに対して何も疑義を唱える、異議を唱えるわけではありませんけれども、ただ予算の在り方というものに関しては効果がしっかりと上がっているものか、祝われる皆さんにとって本当にそれがいい形なのかということを考えていく段階にもあるのかなと思っておりました。この敬老会関連の費用、敬老会開催に関する委託料、または敬老祝い金、または敬老の日記念品、または米寿記念品、これにかかっている総額はどのように推移してきているか、御存じだったらお伺いしたいなと思うんですけども、お答えいただけますでしょうか。

それから、併せてアンケートを取ったのではないかと思います。昨年度に対象者の方または地区の行政区長の方々に対して、敬老会の今後の在り方ということについてアンケート調査をしたと聞き及んでおります。その結果、もし公表できる内容があればお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

それからもう一点、中学校費でしたけれども、歌津中学校は私より年上ということですので、大規模改修に備えて様々な調査設計をするということに時間がかかるのはある程度理解ができるのかなと思いますが、志津川中学校のほうに関しては、これも私一応ちょっと調べてみ

たんですけども、町内の小中学校また高校も含めて洋式化が進んでいないのは志津川中学校のみと把握いたしました。もちろん全部が全部洋式ではないんですけども、洋式が逆にちょっとなじまないという方もいて和式のトイレが残っているというところもあるそうなんですが、ほとんど和式で1個だけ洋式ですというのが志津川中学校なんですね。別に洋式か和式かで何か差別があるとは思いませんが、今の子供さんたちは知らないと思うんですね、和式のトイレ。家にないと思うんですよ、普通。震災も受けて、普通の、皆さん家を建て直してということですから、これは早急に、年度内というお話でしたけれども必要なことだろうと思いますので、予算措置、補正でも、財源の問題ありますけれども、できる限り早く整えてあげる必要があるんではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 敬老会のアンケートも含めて、その件については私、政策的な面もありますので、これまでの経費等については担当課長から答弁させますが、今御指摘のとおりアンケート調査を執り行いました。この3年間ですか、コロナで皆さんに集まって会食をするというそういう祝い会というのはやっておりませんでしたので、コロナが落ち着いてきた段階でどういう方向で開催したほうがいいのかということについて、区長さん、それからあと対象者の方々に御案内をしてアンケート結果を調査をしました。結果とすれば、今、出席率25%ぐらいと今お話ありましたように、これまでどおりということの御回答いただいたのが、そのパーセントです、ほぼ。残りの70%以上の方は商品券、そのほうが公正だと。公正公平なのはそちらのほうだというアンケート結果になりましたので、来年度以降の敬老会につきましても、そういった圧倒的多数の方々が商品券ということを選択した以上は、そちらのほうで、私どもとすれば敬老のお祝いの証といいますかね、示したいと思っておりますので、一堂に会してということについては、もう今後、開催はしないということで決めさせていただきました。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 中学校のトイレ関係、志津川中学校のトイレ関係ですが、町内の小中学校で洋式がないというのは志津川中学校でございます。そういった事実があるということは重々承知のところでございましたが、優先順位のところが非常に、それをトップに上げるということができなかつたというか、あそこまでいかなかつたというのは怠慢ではないかなと御指摘をされる方もいらっしゃいます。本当に全く大変申し訳なかつたなと思っております。ですので、今後、このトイレについては子供たちにとって大変重要な施設でございます

ので、それぞれの家庭、洋式の家庭ということになっておりますので、順次、全ての学校に洋式、さらには多目的トイレの設置、体育館への設置など、トイレについては順次進めたいと思っておりますので、これまでの御不便をおかけしましたことについては申し訳なかったなと思っております。早急に設置ができるように努めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 敬老会の経費の部分でございますけれども、令和2年度から敬老会、コロナのために開催をしてございませんので、それ以前の3か年について経費をお話しいたしますと、まず平成29年度が332万円、平成30年度が369万円、令和元年度が411万8,000円、以上のような経費の内容になっております。

それから、敬老事業として、米寿、それから百寿への祝い金というところがございますけれども、ただいま資料については持ち合わせておりません。申し訳ございません。

それから、アンケートの概要、結果の概要だけお話をさせていただきたいと思います。アンケートについては、本年2月から3月にかけて敬老事業対象者2,748人、それから、今後2年以内に敬老事業対象となる75歳、76歳を含めた計2,748人に調査票を発送いたしまして、1,602人、回収率にすると58%の方から回答をいただいてございます。

敬老会の在り方について、どのような方法がよいと思いますかというところをお尋ねいたしました。回答の選択肢といましましては、1つとしてこれまでどおり地区ごとの開催を希望する、2つ目として行政区単位などの地域での開催を希望する、3つ目として飲食を伴わない式典のみの開催を希望する、4つ目として敬老会は開催せず対象者全員が商品券の配付等による記念品を受け取れる形を希望する、5つ目として敬老会は開催しなくてよいと、この選択肢からそれぞれ選んでいただきました。

結果について、回答数の多い順に申し上げますと、1番目に多かったのが敬老会は開催せず商品券等の記念品を受け取れる形、これが1,004票で全体の66.4%でございました。2番目がこれまでどおりの地区ごとの開催ということで345票、全体の22.8%、続いて3番目が敬老会を開催しなくてもよいが45%、全体の22.8%、このような結果となっておりました。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは敬老会のほうから。祝われるといいますか、該当される御本人の皆さん的意思を、これを尊重するというか、それに応えていくという在り方が適当なのではないかなと私も思います。

経費のお話をさせていただいたのは、決算書ベースなんですけれども、一番私古い決算書を持っていたのが平成25年なので、平成25年度だと敬老会の委託費用であるとか、また百寿の皆さんへの祝い金、それから米寿の記念品代等を合わせますと大体500万円ぐらいだったんですね。それが、コロナに入る前の令和元年度でその3つを合計すると1,100万ぐらいになるんですね。10年たたずに2.2倍ぐらいになっている。今後10年ぐらいは該当する年代の方というのが増えていきますので、その辺りも含めて財政的なことを、やはりある程度は念頭に置いてその事業全体を考えいかなければいけないのかなと思いましたので、この場を借りて質疑の中でお話しさせていただきました。今後どうしますかという話を聞きたかったんですけども、町長のお考えを今お伺いいたしましたので、一方で、あの場で、例えば旧交を温め合うとか芸能発表するとかそういうことを楽しみにされている方もいらっしゃると思うので、それはそれでまた別にというお考えなのか、そういった方々への配慮をどのようにお考えなのか、そこだけもう一点追加でお伺いします。

それから中学校についてですけれども、トイレ以外にも環境整備というのはたくさんあるわけで、優先的にしなければいけないところ、もっとその身の安全であるとか教育活動そのものの本体に関しての施設の整備を優先してきたという結果だろうとは思いますが、やはり今可及的速やかにというようなお答えがありましたので何とか。行政手続上、今年度設計、来年度工事みたいな。分かるんですけれども前倒しできないかなと思うんですが、その辺りどのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 確かに70%の方の御意見に従ってやめるということは、ある意味これはもう民主主義だと思っています。ただその残りの二十数%の方が引き続きお願いしたいという御意見も全く無視もできないのかなと思いますが、しかしながら、結果として敬老会は従来のような形式はやらないとさせていただきましたので、例えば今お話のように、踊りが好きで、あるいは踊りが見たいとかという人もいるわけですよ。そういう方々には、今の高齢者の芸能大会とか含めていろんなイベント等が、コロナが開けてやり始まりましたので、そちらのほうで御覧いただくとか、あるいは、その辺で商品券をお渡しさせていただきますので、お好きな方々とお茶菓子を買ってお茶飲んでということも一つの方法かなと思いますので、そこはそれぞれの方々のお考えの自由の範囲という中でやっていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） この設計業務があつて、あと建築業務というんですか、あるという流れなんですけれども、私自身が教育長となってこういう議会に出席することができるようになってからそういう仕組みがあるんだなあということを分かった次第でございます。そして、さらにこれまでというのは、どうしてもエアコンの設置であつたり、あるいはG I G Aスクールのタブレット、さらには今やっている体育館、伊里前も名足小学校も、いずれの場合も初年度に設計委託業務の費用を取つて、さらに次の年にはその具体的のものというような流れを持っております。正直言って私ももう少し早くできないのかなというところもあるんですが、金額的に非常に大きいところがあるのでどうしても当初予算という形を取つているのかなあという思いもございます。気持ちとすると、とにかく早くしたいので、委託、設計も、設計して1か月後には造り始めるみたいな勢いというのは私も必要だと思いますが、それぞれ事情があつてこういう取組をしているんだと思いますので、今後は、今後というか、私自身も1年かかるところは11か月とか10か月とか、そういうふうに早めにできればいいのかなと思っていますが、事情があると思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。簡潔に行ってください。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、除草の委託料について伺いたいと思います。本当は1つずつ伺いたいと思ったんですけども、例えばケアセンターの170万円、小学校47万円、中学校32万円、あと松原公園250万円、その他いろいろ今回計上になつていますけれども、これを個々に聞いていくと時間が大分かかるようなので。

そこで伺いたいのは、実は今6月、今草がちょうど生えている時期で刈らなきやならない時期なんですけれども、その時期に補正になったという、当初で組めなかつた理由が何かあつたのか、その点を伺いたいと思います。あと細かいところは次の分で聞きたいと思いますので。

あと2点目なんですけれども、ページ数20ページ、ひころの里のトイレ改修となつていますけれども、これもどうして今の時期の補正での改修になつたのか、そのところを少し詳しく伺いたいと思います。

3点目なんですけれども、これもじやあみんなまとめてお聞きしたいと思います。各種高騰の対策として、飼料の場合だと200万円の補助に対して町負担が600万円、燃油に関しては650万円の負担金の中で町が1,257万円出して、あと運送関係ですと1,000万円に対して2,000万円ぐらいの町で独自の上乗せをして今回対策をされるわけなんですけれども、そこで伺いたい

のは、この対象となって給付を受けた方たちなんですけれども、その方たちはどのような受け取り方というんですか、こういった言い方が分からぬようでしたら、例えば焼け石に水的な反応なのか、それともこういった対策を受けていっぱい喜んで何ぼでも足しになったというふうに捉えているのか、そこの感触というんですか、感覚のようなものをつかんでいましたら伺いたいと思います。

あと4点目なんですけれども、ページ数22ページ、PRのプロモーションということで320万円ありますけれども、これのもう少し詳しい事業内容等を伺いたいと思います。例えば、来町してもらうためのこのプロモーション、あとは特産品の販路拡大、PR等いろいろ目的あると思いますが、そこのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 私から1点目の除草の関係でお話しさせていただきます。

今回、各課対応の除草対策につきましては、今回の補正予算で計上しているところでございます。議員お話しされたとおり、本来であれば当初予算で計上すべきだったと認識しております。除草対策につきましては、昨年度中に町として低地部の津波浸水区域の除草対策を含めた一定の方向性を町として検討をしていたところでございます。しかしながら、ちょっとまとまりきれなかったというのが現状でございます。したがって、今回の6月補正で、今回除草対策計上になったところでございます。現状で、まだ町としての方針というのが決定したわけではなくて、今回例年必要となる学校施設ですか、その他各課で対応している急傾斜のり面とか、広範囲で職員が作業不可能な各施設の除草を業務委託という形で今回補正を計上したところでございます。

なお、現在検討中の低地部除草につきまして、今後の方針または検討状況につきましては企画課長から答弁させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） それでは、私からお答えをさせていただきます。

今回、補正等に至った経緯というのは今総務課長からお答えをさせていただいているとおりでございまして、そうした前年度からの経緯、結果を踏まえまして、今当課のほうで取りまとめ役という形で見直していただいておりますが、課長からお話のございましたとおり、いわゆる一部あるいはその移転の元地を含めた対応について、当然町有地であれば多分資金をどんどん投下すれば、除草といった作業であればクリアするものと思いますが、それに併せましていわゆる民有地等も隣接する点もございますので、具体策としてお答えできる何かを

持っているといった状況ではないんですが、今後もいろいろ行政区長、皆様方の御意見等もいただきながら、実際に行政区あるいは自治組織といった皆様にお願いできる点があればしっかりとお願いしたいといった意思を示した上で、今後連携なり御協力を調整させていただきたいと考えている状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） ひころの里のトイレの改修工事の件でございます。こちらにつきましては、ひころの里のふれあい休憩所のトイレが故障しているということが昨年度の当初予算の編成後に判明したというところでございます。いろいろ利用されている住民の方からも、トイレの改修というのを早期の御要望もございましたので今回の補正予算に計上させていただいているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 続きまして、私からコロナの交付金の対応について、受給された方々の受け止め方という部分は、きっとその事業というか、メニュー一つ一つで受け止め方というのは異なるとは思うんですが、総じてといった形での検討とすれば、実は今回、宮城県も昨日発表されているとは思うんですけども、各世帯を実際に直撃して、例えばLPGガスの助成等も福島なんかはもっと前に先行して都道府県レベルで対応がなされているといった状況にございます。しかしながら、こうした都道府県レベルでの助成事業の内容を見ましても、例えば福島県さんだとガス代の値上がり分が9か月分で1世帯当たり3,000円といったような程度にとどまってございますので、物価高騰といった皆さんお感じになっているレベルに見合う支援が十分になされたという評価はもしかすると厳しいのかなという認識でおりますけれども、とはいえ、それぞれ可能な限りの交付金の活用策ということで検討させていただいておりますので御理解をお願いいたしたいと考えるものでございます。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 22ページ、観光振興費の消費・販路拡大プロモーションイベント業務委託の詳細についてお答えいたします。

地域のすぐれた水産物等の食の安心安全のPRと将来事業者における消費・販路拡大支援を目的に開催をいたします物産展等の費用となります。この予算の中で2種のイベントの開催を予定しております、1つ目が約2か月間にわたりまして仙台圏域の飲食店と生産者様を直接つないで食材フェアを実施したいと考えております。もう一つが仙台駅を予定してございますけれども、駅構内での3日間の南三陸町観光物産展の開催の費用としているものでござ

ざいます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、草刈りに関しては先ほど課長答弁あったんですけれども、そこで伺いたいのは、今構想しているということだったんですが、そこで伺いたいのは、来年度は当初で組めるような状況にしていただきたいと思うんですが、それに極力努力していただけるかどうか、その点を再度伺いたいのと、あと委託先に関してなんですけれども、どこどここの場で言うことはあれなんですけれども、議決する前なので。そこで、いろいろ考えられると思うんですけれども、例えば、シルバーさんとか、あと従来のような建設関係のところとかいろいろあると思うんですが、そういった配慮というか、どのように考えているのか伺いたいと思います。

あと草刈りに関しては、もうちょっと細かい部分で伺いたいのは、ページ数23ページ、道の駅分の18万円なんですけれども、この分の負担割合というか、町が全部これを全額負担してこの金額なのか、あそこは商店街と委託しているところもあるのでその管理として、例えば、ある程度案分してそういった管理をしていくというそういう捉え方も私できるんじやないかと思いますので、そのところを伺いたいと思います。

あと29ページの松原公園の管理も多分そういった草刈り等は入ると思うんですが、松原公園は、土日、子供たちが野球等いろいろ使っているようですけれども、野球以外での使用、今後どのように考えているのか伺いたいと思います。

あと24ページの道路維持管理分の町道管理に1,200万円ありますけれども、補正、そのうちの草刈り分等、突発的なことでも使うあれがあるかもしれませんけれども、どれぐらい見込んでいるのか、おおよそ伺いたいと思います。

トイレの改修に関しては予算編成後に分かったということで、今回の補正、分かりました。そこで、ひころの里は入谷地区の観光資源でもありますし、こういったところにこういった補正で予算を投入していただけるということは地元の方も多分喜んでいると思いますが、そこで伺いたいのは、入谷の観光資源といいますといろいろ、なまこ石等いろいろあるんですけれども、そこで1点だけお聞きしたいのは、払川から山の神平に抜けるちょうど頂上付近の坂の貝峠でしたっけ、あそこの東屋なんですが、私の目から見ると結構老朽化しているようなんですけれども、特にあそこには町長をはじめ名士の方たちが、その当時植林した看板というんですか、看板というより立札、そういったのも刻まれていますし、あと。

○議長（星 喜美男君） 簡潔に行ってください。

○10番（今野雄紀君）　はい。あそこの部分は何分すごく眺めがいいところなものですから、やはりあそこを通る方たちに対しては結構休みたがる場所なので、今後改修するしないにかかわらず少し検討する余地があるかどうかの確認をお願いしたいと思います。

○議長（星　喜美男君）　質疑を行ってください。一般質問じゃないですからね。

○10番（今野雄紀君）　はい。高騰対策なんですけれども、先ほど答弁あったように、例えば、飼料ですと、やはりＪＡさんの管轄とかいろいろその周辺、周辺というか、辺りの状況も見てこういった金額を決定しているんだと思いますけれども、やはり今後、町として町負担分はこれぐらいで十分かというそういう思いがあるか、もっと増やしたほうがいいんじゃないかという、極力、最大限これだということなのか、その辺の財政状況を含めて伺いたいと思います。

プロモーションに関しては、長期的に飲食店さんとつながるというそういうことを分かったんですけども、そこで伺いたいのは、こういった各種プロモーション、これまで課長一生懸命やってきたわけなんですけれども、今後、一般質問ではないんですけども、検索から、よくいろんな観光地区に多分携帯等で検索すると思うんですけども、これからは検索じやなくて、私はこの議会、当議会でも少し言っているんですが、対話型のＡＩに今度選んでもらうようなそういう時代に来ると思いますので、そういった時代に向けての今後の交流人口拡大なり、こういったプロモーション等の方向性を変えていくことも必要じゃないかと思いますが、その辺の見解を伺いたいと思います。

○議長（星　喜美男君）　企画課長。

○企画課長（岩淵武久君）　1点目お話をございました草刈りの方向性について来年度の当初予算に計上できるかどうかというと、当然我々のほうで令和4年度から様々検討はなされてきておる中で、総務課長がお話ししたとおり、まとめかねたといった状況でございますので、予算とすればどこか6月補正でゼロベースから始まったような表示になっておりますけれども、決してそうではございませんので。とはいって、相手、行政区長さんとの協議等もへるといった必要もありますものの、可能な限り来年度は当初の中で御説明できるような形で努力をさせていただきたいと考えてございます。

ちょっと私も何点目か、ちょっとメモをし損ないまして、ちょっと何点目かという部分がなくて恐縮なんですが、その交付金の拡充といいますか、そういった点については、それぞれ農業者の方あるいは漁業者の方という受け止め方はあるかと思うんですが、低所得者世帯分を除けば、この重点交付金については当然一般財源といったものを充当してございますので、

簡単に規模を大きくする、あるいは範囲を広げるといったことはなかなか困難な点はあろうかと考えております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは1点目の御質問の中で町道というお話がございましたので、除草の関係でございますが、今回上げました経費につきましては町道約30キロ分の除草を計上してございます。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 道の駅の緑地管理業務委託、この中に案分されたものではありません。ただ、商店街側は商店街側の敷地を年2回ほど草刈りを行っていただいているので、金額ではなく人手の部分で役割分担を決めて行っております。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 松原公園運動場の環境整備についての御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

まず4月、5月の利用状況なんですけれども、少年野球、それからグランドゴルフの方々が主に利用している状況になっております。今後は、中学校の部活動での利用ですとか、サッカーのスポーツ少年団ですか、それから町民の方々の自主的なスポーツフェスティバルですか、そういう企画などもあると伺っておりますので、そういう意味からも環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） まず1点目の坂の貝崎頂上付近の東屋でございますが、こちらにつきましては、過去に林際地区のふるさと保全隊という組織がございます、地域の活性化を図る地域の方々による団体が当時設置をしたという状況でございます。どのくらいの老朽化しているのかという部分については、ちょっと現地を確認させていただければと思います。

それから飼料の高騰対策ということでございますが、今回で十分かというお話をいただきますが、飼料高につきましては高止まりの状況が続いているという認識でございます。担当課としては、さらなる手厚い支援ができればと思いますが、当然、予算の範囲内でというのが一つございますし、他の市町、特に同じJA管内である気仙沼市さんなどの協議というのも必要ですので、今回はこのような予算という形になっております。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 今後の交流人口の方向性ということなんですか、様々方

法はあるとは思うんですけども、恐らく議員おっしゃるAIだったり、そのデジタル化という部分が主になってきますよねということで、確かにコロナ禍を経て観光の分野でも非常にそういう部分は進んだものだと思います。ただ、逆に改めて思ったのは、今回の5月8日の5類に引き下げられたことに伴って、やはり人と人が会うことなんだなというのは世界の方々がそう感じたんだと思います。それに幸せを見いだすといいますか。ですので、確かにその観光DXの部分の推進も必要だと思いますが、一方では南三陸が得意とする人と人が直接会って交流を深化させていくというような取組はこれまで同様に進めてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 大変失礼いたしました。草刈りの点で手法、手法といいますか、そういういった点で1点目のお話があった点を失念いたしてございました。

結果的には、その場所の対応で、例えば平たん地等で、議員がお話をございましたとおりシルバー人材センターさんとかそういう方々が対応できる部分についてはそういう方々にお願いすると。一方で、急斜面等で通常の人力では不可能だといった部分については特殊な機械等をお持ちの業者さんにお願いするといった形で、そこはすみ分けをさせていただきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、草刈りに関しては大体分かりましたので、そこで最後の、最後というか、その委託先等についてなんですかとも、今後考えられるのは、委託だと結構予算がとにかくいっぱいかかると思いますので有償ボランティアというそういう名称もあるみたいですが、そういう方たちをもし、どのようなあれなのか分かんないんですけれども、最近私もこういった言葉を知りまして有償のボランティア等を、手伝っていただけるんだったら手伝っていただくのも一つの方法かと思われます。私以前も、これまた議長が一般質問というんですけれども、一般質問で町の人たちに草刈りの刃とか油を提供してはという、そういうことをしたら個人には提供できないというそういう答弁あったものですから、今回、来年度に向けてそういう手法でも、とにかく面積は多分広くなると思いますので、そういう手法も一つ検討課題に、検討していただけるには十分じゃないかと思いますが、そこを検討できるかどうかのお答えをいただければと思います。

ひころのトイレなんですかとも、今回補正を取つていつ頃改修できるのか、そこをお分かりでしたら伺いたいと思います。

あと関連でお聞きした東屋に関しては、地元のふるさと保全隊という方たちが管理しているということなので、これはもう町としては関われる余地がないのかどうか、そこだけ確認させていただきたいと思います。

各種高騰対策に関しては、極力最大、今回の補正も最大限なんでしょうけれども、今後も高止まりという答弁ありましたが、そういった推移を見て、なるべく対策に講じていっていただきたいと思います。

あとプロモーションに関しては、詳しく答弁いただきました。課長言われるように、人と人があつてそういった交流ということですが、実は今朝の新聞なんですけれども、政府の地方創生の関係で観光以上定住未満というそういう言葉を私初めて聞きました、それは要は関係人口を増やすということでした。そういった思いで当町も、課長はもう十分に取り組んでいるとは思うんですけども、その関係人口を今後増やす手法なり方向性なりをお持ちでしたら伺って質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 質疑だよ。

○10番（今野雄紀君） 質疑を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） それでは草刈りの点で、有償ボランティアというお話がございました。議員さんお話をいただいたとおり有償ということですので、ボランティアといいながらも、結果として報償費等での何かしらの支払いは必要となってくると思いますので、当然否定する部分ではないんですが、報償費等支出でかなうものかどうか適当なものなのかどうか含めて、それは検討、検討といいますか、検証をさせていただきたいと思っております。

油代等の提供、例えば刈払機の油代等の提供が補助なのか補償なのかといった部分もございますけれども、そういった点も含めて今現在検討中でございますので御理解をいただきたいと思います。

また交付金の件でございますけれども、今回の国の交付金の名称自体に使われておりますとおり物価高騰対策、価格高騰対策の重点支援交付金という形ですので、金額とかその範囲というよりも、どちらかというとどこに、その時々でどういった分野に重点を置くかといったことが大切なのかなと考えておりますので御理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） ひころの里のトイレにつきましては、今回の補正予算をお認めいただいた後に速やかに発注手続を行いたいと思いますので、その資材の搬入時期等もござ

いますが、なるべく早く使えるようにしたいと思います。

それから東屋のほうにつきましては、設置したのがそういう民間の保全隊ということでござりますが、当時、補助金を受けて設置したということもちょっと伺っておりますので、町としても一定の関わりを持って見ていきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 関係人口ということなんですけれども、言葉で表すと、また観光交流人口とかとは別に考えられると思うんですけれども、南三陸町の観光振興はそもそものゴールとして関係人口、そして次に定住につながればということで、交流人口で完了するような事業としては行っておりません。様々な見解があるとは思うんですけれども、一般的に、その地域だったり地域の方々と多様に深く関わり合うことを関係人口というんですけれども、本当にそういう意味では、私たち行政というよりも南三陸町民の方々が本当にそれにたけた方々だと思っています。特に、震災以降におきましては、例えば災害応援のボランティアにお越しいただいた皆様、そして自治体派遣でお越しいただいた皆様、ただ単に支援に来るというだけではなくて本当に南三陸町民の皆様に寄り添って長期的に通い続けてくださった方々も、これは間違いなく関係人口なんだと思いますし、そういう御縁は今も続いていると思っておりますので、そういう意味では新たに取り入れるというよりもこれからもその方向でやっていくというような形です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。1番伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ちょっと簡潔に疑義をお尋ねしたいと思います。

3点ほどになるかと思うんですが、まず1つ目が、ちょっと教えてください、歳入と歳出をちょっと突き合わせたいんですけども、それぞれ10ページ、10ページ、10ページで歳入項目いろいろ上がっておりまして、その使い道というのも歳出のほうで示されているものがあるんですが、ちょっと分からなかった部分で、ブルーツーリズム推進支援事業費補助金、それから地域計画策定推進緊急対策事業補助金、そしてJA体験学習支援金、この3つの部分についてちょっと具体に、ちょっと歳出のところで何の事業に使っているのか、どういうふうに示されているのか、ちょっと分かりづらい部分がありましたので、ちょっとそこをまず確認できればと思ってお尋ねします。

そして2つ目なんですが、前段ありました低所得世帯への生活支援事業ということで、事前のリサーチでいろいろ課長から教えてもらって対象世帯数であるとか対象者とか対象世帯ですか要件ですね、あと実施時期等々を教えてもらったんですけども、やはり今回のこの

事業については、一応9月予定ということは伺ったんですけれども、それより早めることはやっぱり難しいのかどうか。やっぱり、何でしょう、確認して御案内して返送して支給という流れになるとプッシュ型ではないのかなと見受けられるんですが、やはりちょっとこれは早めることは今回難しいのかどうか、その部分をお聞きできればと思います。

そして3つ目なんですが、これは寮の駐輪場の件でございます。ふるさとまちづくり基金を繰り入れて121万円ということで駐輪場を整備すると説明あったんですけども、ちょっと中身ですね、駐輪場ですので当然自転車用だと思うんですが、屋根ですとか防犯、盗難防止とか、それから明かりですよね、そういった部分にきちんとコストパフォーマンスを組み入れて計画されているかどうか、ちょっとその中身を具体にお聞きできればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 答弁も簡潔にお願いします。商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 10ページ、国庫支出金の商工費国庫補助金ですけれども、このブルーツーリズム推進事業支援事業費補助金は、ページ数でいきますと歳出の22ページ、観光振興費の消費・販路拡大プロモーションイベントの業務委託料、それと、その次のページの観光施設管理費にあります備品購入費、この備品はビーチで使える水陸両用車椅子の購入を予定しております。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 歳入、10ページの農林水産業費県補助金、農業費補助金27万5,000円でございますが、こちらが地域計画策定推進緊急対策事業補助金。こちら27万5,000円につきましては、資料の20ページ、こちらの農業振興費12節委託料の図面等作成委託料というところに充当ということでございます。こちらの委託料につきましては、今年度から農地の集約化に向けた新たな取組として将来の土地利用計画図などを作成する地域計画という計画を策定することになっております。その際に住民の方々に説明したりする図面であり、資料等を作成する委託料ということになっております。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、歳入11ページの教育費雑入35万円、JA体験学習支援金についてお答えいたします。

まず初めに、この体験学習支援金につきましては、JAさんから各小中学校7校に5万円ずつ体験学習推進事業ということで、生活科だったり総合的な学習の時間、防災学習だったり

学校行事などに活用していただきたいということで1校当たり5万円ずつ7校分35万円の申出があったところでございます。

それで、歳入につきましては、この分の歳入につきましては、ページ27ページになります。

小学校費の一番上ですね、教育振興費の事業費27万5,000円、それから中学校費になります、同じく教育振興費の需用費11万円ということで、JAさんからは5万円ちょっかりで使っていただきたいということがありましたので、なかなか5万円をぴったり使い切るのはなかなかできないということで各校5,000円ずつ上乗せしまして、小学校費については5万5,000円掛ける5校分で27万5,000円、それから中学校については5万5,000円掛ける2校分で11万円ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 旭桜寮の附帯設備増設工事の設計委託料に関してでございますが、予定する工事の内容といたしましては、まず旭桜寮の階段自体が実は両側に全て屋外での階段となってございまして、当該階段への屋根等がございませんので雨天時等の転倒防止等を検討しまして階段部分への屋根の設置と、あとは手すりの下に腰板というんでしょうか、腰壁というんでしょうか、そういうものの設置を予定しているものでございます。

また駐輪場でございますけれども、おおよそ面積的には17台程度の駐輪を可能とする状況で検討しております、防犯上の対応ということでございますが、特定のメーカー等をお話しされるのはあれだと思うのでよく何々物置のような既製品の駐輪場というのもございますので、そういうタイプのものを採用させていただきながら、あと盗難防止のチェーン等で生徒の皆さんに御対応いただくということで今は検討させていただいております。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 低所得者への給付金の関係でございますけれども、こちらについてはまずシステム改修から入るというところで、まずはその改修の期間ということで一定の期間をいただくということになります。その後、確認書の対象世帯との確認書のやり取りというのがどうしても出てきますので、そちらについても一定の期間が必要だということで。当然、物価価格高騰対策ということで大変、中には苦しい家計のというところで急いでというところは当然私どもも思っておりますけれども、現時点では9月というところで御了解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤俊君） 説明ありがとうございました。

歳入歳出が同金額ですので、どこに使われるかなというのがクリアになればよかったです、  
1点目、それから3点目の寮の駐輪場についても分かりました。

ちょっと、もう少しお聞きしたいのが低所得者対策の部分なんですけれども、どうしても今  
回のベースは前年度というか、低所得者の定義でいうと生活保護受給者1月1日現在という  
基準もあると思いますし、それから所得についてはやはり前年度ベースでのものが支給対象  
になってくるのかなあということで、やはり今回の事業については家計急変世帯に対応する  
ものはないという理解でいいのか、または、この事業で補完できなくても何かほかのもので  
御案内できるものが例えはあるのかどうか、ちょっとその部分を加えてお聞きできればと思  
います。

そして、ブルーフラッグについてもう一点ほどお聞きしたいんですが、恐らくこの話が出て、  
1年以上をかけて進捗していると思いますが、予算のほうでも予算に関しても聞いたと思う  
んですけども、この6月時点できさらに進んで、何でしょう、ブルーフラッグの認定に向  
けた進んでいるかどうかという部分ですね、進捗の度合いというのをお聞きできればと思いま  
すので、よろしくお願ひいたします。

○議長（星喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川貢君） 家計急変の関係でございますけれども、当然、物価の上がり具  
合というのがその時々でいろいろ変動してきますので、家計急変世帯というところは当然想  
定しております。その対象、対象というか世帯に関しては、令和5年の1月から12月ま  
での中で任意の1か月を取っていただいて、その1か月の所得に応じて、それが一番最初の  
基礎となる低所得世帯の要件に大体合致すれば支給できることになりますので、その辺りは  
こちらで周知徹底に努めてまいりたいと思っております。

○議長（星喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川舞君） ブルーフラッグにつきましては、私どもも国際審査機関からの  
今連絡を待っている状態となっています。（「終わります」の声あり）

○議長（星喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 1点お伺いします。

補正予算書22ページ、最上段、さけますふ化場、これ水尻のふ化場の防鳥ネットというんで  
すか、この復旧工事だと思いますけれども、この工事に至るまでの経緯というんですかね、  
多分これ昨日今日壊れたやつではないと思うんですけども。ポールがもう大分前から多分

折れていて、施設利用している方が竹でそっちこっちを支えながら多分作業をされていたんじゃないかなと私は思っていたんですが、今回のこの工事に至るまでの経緯というのをちょっとお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） この水尻ふ化場の防鳥ネットにつきましては、2月に大雪といいますか、一定程度まとまった雪が降ったときがございました。その際に、防鳥ネットですので池の上にポールに張りめぐらしたその網の上に雪が付着して、2月の雪ですので大変水分を多く含んで重い雪だったということで、そのネットの重みと雪の重みでそれを支えるポールが折れてしまったという状況でございました。2月でしたので当然当初予算には間に合わない状況でしたので、今回改めて補正予算で修繕費を上げさせていただいているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 私の、話がかみ合わないとあれなんであれですけれども、私の勘違いでなければ2月以前にもある程度傷んではいたと思っているんです。その2月の雪で、要はもういよいよもって駄目になっちゃった、仕事に支障が出る程度になったと今介しているんですけども、ただ担当課として事業にいろいろ取り組んでいて、まして残念ながらここ近年採卵にすごく苦労しているわけじゃないですか。震災後でも七、八百万ぐらいまで、多分採卵できるところまで行った経緯もあると思うんですけども、だからこそ、今の100万粒集める苦労を考えたら施設管理できちんとやっていけるようにやるべきだと私は思うんですが、その辺の考え方、ちょっと担当課としてどう考えているのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 議員御指摘のとおり、確保できる卵の数が減ってきて貴重な卵になってきているということを鑑みても当然重要な施設であると考えております。今回、雪の影響で決定的な壊れ方をしたというところでございますので、今後は当然再発防止のために天板に張る網の種類を変えるとか、再発することのないような対処を課内でも検討してまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 11番三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 22ページの観光振興費、台湾交流事業であります、この時期と、それから人数、それから参加募集要項ですね、どのようになっておるか。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） こちら台湾交流事業につきましては、改めてコロナが5類へ引き下げられたということで、町におきましても改めて台湾との交流事業の推進を図りたいという趣旨で計画をしております。特に今回この事業においては、次の世代の若者たちの台湾との交流をできないかと考えております。現在、南三陸高校の先生方と相談をしていて、この事業の中で生徒さん、五、六名ですかね、と担当の先生お1人を台湾に派遣したいと思っています。実は、南三陸高校さんでは台湾の嘉義県というところにある竹崎高校さんと姉妹校締結を結んでおりまして、実はその竹崎高校さんが、まさに昨日から南三陸に来ております。土曜日まで滞在していくんですけれども、改めて南三陸高校が校名が変わったということで締結を、再締結ですかね、式を執り行うことになります。なかなかまだ南三陸高校として修学旅行先を例えば台湾にするとかという変更まではまだ時間がかかると思いますので、はい、すみません、それで実施時期は11月の上旬を予定しております。募集要項につきましては、現在、高校側とその辺、詳細を詰めて今月中ぐらいには詰めていく予定にしています。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 中国の力による現状変更とか台湾有事という言葉、報道、テレビ、特にテレビで聞かない日がないぐらい流れております。これは町長も御存じかと思うんですよね。心配なんです。そこで、事業としての計画はすばらしい、いいことです、交流を深めるために。特に若年層の方が、若い方々がね。ただただ、そういったことがなければいいんですが、天災と同じようなもんでね、これもね。100%大丈夫という確約、確信がない中でこういった事業をやるのはいかがなものかという心配のために言っているんですけどもね。町長ですか、その辺の考え方。考え方というかね、やめろではないですよ、やめろよではないんだけれども難しい選択なのかなという思いもあるもんでね、今お話を聞かせてもらいたいと思うんですが。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 中国と台湾ということで非常にナーバスな問題でございますので、新聞報道等についても随分取り上げております。しかしながら、反面、台湾の方々は親日でございますので非常に日本にたくさんの方々がおいでになっているということです。台湾を訪問した際に、やっぱり我々ずっと言われるのは、ずっとというか毎回も何回も行っていないんだけれども、行った際に言われるのはやっぱり台湾の人たちは日本にいっぱい行っているよと、日本人台湾に来ないよねというお話をよく言われるんです。やっぱり相互交流なんで

す。結局、このコロナの3年間ほとんど交流がなくなった、そこの中で台湾の子、例えば高校生の皆さん今南三陸町にいろいろお越しをいただいていると、実はもう一回台湾交流を復活させようという機運は宮城県を筆頭にやっています。この間も吉村山形県知事も行ってまいりましたし、宮城県の県会議員の方々もお邪魔しています。台湾の各地を回ってきておりまし、今年の12月には宮城県の市長会、大崎の市長が、市長会の会長ですが市長会全員で行ってくるということですので、そういう交流がある意味復活をしてくるという時期でございますので、そういった御指摘もあるかもしれません、しかしながら、そういった交流ということをしっかりと再開をさせるということも、これも一つ大事なことだと思います。いざという場合についてのことについて、基本的には日本政府、いわゆる邦人救護ということの意味合いにおいては日本政府もしっかりととした対応はしていただけるものとは認識はしております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第11号 令和5年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第16、議案第11号令和5年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第11号令和5年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正は収益的収支において収入の営業収益のうち給水収益を減額、営業外収益のうち他会計補助金を増額、支出の営業収益のうち総係費を増額するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） それでは、議案第11号について細部説明をさせていただきます。

補正予算書35ページをお開き願います。

令和5年度水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

まず、今回の補正の概要でございますが、第2条において当初予算、第3条に定めた収益的収支の予定額を補正し、第3条では一般会計からの補助を受ける金額を改めるという内容でございます。

詳細につきましては補正予算に関する説明書で説明させていただきますので、最終ページ、39ページをお開き願います。

予算事項別明細書でございます。

まず、上段、収益的収入を御覧願います。

1款1項1目の給水収益、水道料金を2,200万円減額し、2項3目他会計補助金、一般会計補助金を同額2,200万円増額する収入の補正でございます。一般会計補正予算で説明のありましたとおり新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で、具体的には新型コロナウイルス感染症対策事業として住民、事業者の経済的負担の軽減を図るとともに、今後の流行に備えて手洗い、うがいなどの基本的な衛生対策を推進するため水道基本料金2か月分を減免、減額するものでございます。その減額した金額を一般会計から補助金として同額受け入れるものでございます。減免該当となる給水件数は、官公庁を除く約4,850件となります。減免額は、一般家庭で申し上げますと、口径13ミリのお宅では2か月分で3,740円、20ミリの家庭では5,280円の減免となります。1月当たり総額で1,100万円、2か月分の2,200万円で計上をいたしております。令和2年度にも1か月分を減額いたしておりますが、今回も同様に利用者からの申請手續は不要としまして使用した重量分の料金のみの請求とするものでございます。補正予算をお認めいただいた後、7月、8月請求分を減免する予定でございます。

続きまして、下段、支出の補正でございます。

4月の人事異動による人件費193万8,000円の増額補正で、内訳につきましては、給料、手当など記載のとおりでございます。

簡単ですが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議員派遣について

○議長（星 喜美男君） 日程第17、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和5年度南三陸町議会6月会議を終了いたします。

ここで町長より挨拶がありましたらお願ひをいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 閉会に当たりまして、私から御礼、御挨拶を申し上げさせていただきます。

1日前倒しになりましたが、6月会議、本会議に提案させていただきました全議案、議員皆様方の熱心な御討議の下に全て原案可決いただきましたこと厚く御礼を申し上げたいと思います。

5月8日に5類になりますから、社会の見える風景も随分変わってまいりました。新幹線に乗りましても2割、3割の方はもうマスクを外しているという状況になりましたし、この議場の中でも議員の皆様方ちょうど半数の方が外して半数の方がマスクということで、こういったマスクを外していくということが日々進んでいくんだろうなと思います。そしてこれが、コロナ前のような経済状況に一歩一歩進んでいくんだろうなと思います。しかしながら油断大敵でございますので、くれぐれもそれぞれ予防をしっかりとしながらコロナ対策も引き続き継続をしていただきたいと思います。

昨年の10月1日に南三陸311メモリアル、道の駅さんさん南三陸グランドオープンして集大成というお話をさせていただきましたが、その際にもちょっとお話をさせていただいたのは、じゃあ、その集大成といってあと2つありますと。1つが4月23日にオープンをいたしましたハマーレ広場でございます。それから、先ほどもいろいろ御質問等ございましたが、来月7月29日にはいよいよみべの広場がオープニングセレモニーを行います。震災以来12年間の様々なセレモニーの回数を数え上げたら切りがございませんが、本当に来月のセレモニーで、これが震災からの本当の意味での最後のセレモニーということになります。本当にこの間、議員の皆様方にいろいろ御支援、御協力を賜りましたこと、改めて厚く御礼を申し上げたいとともに本当に復興が全て終了したということも併せて皆さんとともに喜び合いたいと思います。今後とも御協力賜りますようにお願いを申し上げさせていただいて、閉会にあたっての挨拶に代えたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（星 喜美男君） それでは、私からも一言挨拶を申し上げさせていただきます。

6月6日から3日間にわたっての6月会議、大変御苦労さまでございました。ある意味スムーズな議会運営が図られたものと思っております。しかし、まだまだ課題もあります。それらの解消に努め今後もレベルアップを図っていきたいと、そのように思っておりますので、今後とも御協力をよろしくお願いを申し上げます。本当に御苦労さまでございました。

それでは、これにて散会をいたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時46分 散会